

## 昭和三十三年法律第六号

### 銃砲刀剣類所持等取締法

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条の十三）
- 第二章 銃砲等又は刀剣類の所持の許可（第四条—第十三条の四）
- 第三章 古式銃砲及び刀剣類の登録並びに刀剣類の製作の承認（第十四条—第二十一条）
- 第四章 雜則（第二十二条の二—第三十条の三）
- 第五章 罰則（第三十二条—第三十七条）
- 附則 第一章 総則
- （趣旨）

**第一条** この法律は、銃砲、刀剣類等の所持、使用等に関する危害予防上必要な規制について定めるものとする。

**第二条** この法律において「銃砲」とは、拳銃、小銃、機関銃、砲、彌弾その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃（圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃のうち、内閣府令で定めるところにより測定した弾丸の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。以下同じ。）をい

う。

五 センチメートル以上上の刀、やり及びなぎなた、刃渡り五・五センチメートル以上の剣、あいくち並びに四十五度以上に自動的に開刃する装置を有する飛出しナイフ（刃渡り五・五センチメートル以下の飛出しナイフで、開刃した刃体をさやと直線に固定させる装置を有せず、刃先が直線であつて峰の先端部が丸みを帯び、かつ、峰の上における切先から直線で一センチメートルの点と切先とを結ぶ線が刃先の線に対して六十度以上の角度で交わるものを除く。）を（所持の禁止）

**第三条** 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、銃砲若しくはクロスボウ（引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機構を有する弓のうち、内閣府令で定めるところにより測定した矢の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るもの

として内閣府令で定める値以上となるものをい

う。以下同じ。）（以下「銃砲等」という。）又は刀剣類を所持してはならない。

一 法令に基づき職務のため所持する場合

二 国又は地方公共団体の職員が試験若しくは研究のため、第五条の三第一項若しくは第五条の三の二第一項若しくは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一条第四項の講習の教材の用に供するため、第五条の四第一項の技能検定（第三号の二並びに第三条の三第一項第二号及び第五号の二において「技能検定」という。）の用に供するため、第五条の三第一項の講習（第四号の四並びに第三条の三第一項第二号及び第五号の二において「技能講習」という。）の用に供するため、又は公衆の観覧に供するため所持する場合

二の二 前二号の所持に供するため必要な銃砲等又は刀剣類の管理に係る職務を行う国又は地方公共団体の職員が当該銃砲等又は刀剣類を当該職務のため所持する場合

**第二条** この法律において「刀剣類」とは、拳銃、小銃、機関銃、砲、彌弾その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃（圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃のうち、内閣府令で定めるところにより測定した弾丸の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。以下同じ。）をい

う。

三の二 技能検定を受ける者が当該技能検定を受けるため当該技能検定に係る彌弾を所持する場合

**第四条** 第九条の三第一項の彌弾等射撃指導員（第四号の八、第三条の三第一項第六号、第四条第一項第五号の二、第五条の二第三項第六号及び第八条第一項第七号において「彌弾等射撃指導員」という。）が指定射撃場、教習射撃場又は練習射撃場において彌弾又は空気銃による射撃の指導を行うため当該指導を受けた者が第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者（以下この号及び第三条の三第一項第八号において「練習射撃指導員」という。）が第九条の十第一項の射撃練習（以下この号、第三条の三第一項第八号及び第九条の九第一項第二号において「射撃練習」という。）に係る指導若しくは助言を行うため、又は射撃練習を行なうことができる者が当該射撃練習を行なうため第九条の十二第二項の練習用備付け（以下この号、第四号の七、第三条の三第二項第八号、第九条の八第三項、第九条の九第一項第五号の二、第五条の二第三項第六号及び第八条第一項第七号において「彌弾等射撃指導員」という。）を所持する場合（第九条の十第一項第一号の年少射撃資格者（第四号の三及び第八条第一項第七号の二において「クロスボウ射撃指導員」という。）がクロスボウの射撃について危害予防上必要な措置が執られている場合として内閣府令で定めるも

の（以下「クロスボウ射撃場」という。）においてクロスボウによる射撃の指導を行なうため当該指導を受けた者が第四条又は第六条の規定による許可を受けて所持するクロスボウによる射撃の指導を行なうため所持する場合

四の三 第九条の四第一項第二号の教習射撃指導員（次号、第三条の三第一項第七号及び第五条の五第四項において「教習射撃指導員」という。）が第九条の五第一項の射撃教習（以下この号及び第三条の三第一項第七号において「射撃教習」という。）を行うため、又は射撃教習を受ける者が当該射撃教習を受けるため第九条の六第二項の教習用備付け（第四号の六及び第三条の三第一項第七号において「教習用備付け銃」という。）を所持する場合

四の四 技能講習従事教習射撃指導員（教習射撃指導員であつて、都道府県公安委員会が第五条の五第四項の規定により技能講習に関する事務を教習射撃場を管理する者に行わせる場合において当該技能講習に関する事務に從事するもの）を当該技能講習に関する事務を教習射撃場を管理する者に行わせる者が第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者（以下この号及び第三条の三第一項第八号において「練習射撃指導員」という。）が、クロスボウ射撃場において、第四条第一項第五号の三の規定による許可を受けたクロスボウ射撃指導員の指導の下にクロスボウの操作及び射撃に関する技能の維持向上又は所持の許可を受けようとするクロスボウの選定に資するためのクロスボウの射撃の練習を行うため、当該クロスボウ射撃指導員の監督を受けて当該許可に係るクロスボウを所持する場合

四の五 第九条の九第一項第二号の練習用備付け（以下この号及び第三条の三第一項第八号において「練習射撃指導員」という。）が指定射撃場、教習射撃場又は練習射撃場において彌弾又は空気銃による射撃の指導を行うため当該指導を受けた者が第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者（以下この号及び第三条の三第一項第八号において「練習射撃指導員」という。）が第九条の十第一項の射撃練習（以下この号、第三条の三第一項第八号及び第九条の九第一項第二号において「射撃練習」という。）に係る指導若しくは助言を行うため、又は射撃練習を行なうことができる者が当該射撃練習を行なうため第九条の十二第二項の練習用備付け（以下この号、第四号の七、第三条の三第二項第八号、第九条の八第三項、第九条の九第一項第五号の二、第五条の二第三項第六号及び第八条第一項第七号において「彌弾等射撃指導員」という。）を所持する場合（第九条の十第一項第一号の年少射撃資格者（第四号の三及び第八条第一項第七号の二において「クロスボウ射撃指導員」という。）がクロスボウの射撃について危害予防上必要な措置が執られている場合として内閣府令で定めるも

の（以下「クロスボウ射撃場」という。）においてクロスボウによる射撃の指導を行なうため当該指導を受けた者が第四条又は第六条の規定による許可を受けて所持するクロスボウによる射撃の指導を行なうため所持する場合

四の六 教習射撃場を設置し、又は管理する者が練習用備付け銃を業務のため所持する場合

四の七 練習射撃場を設置し、又は管理する者が練習用備付け銃を業務のため所持する場合

四の八 年少射撃資格者が、指定射撃場において「射撃教習」という。）を行なうため、又は射撃教習を受ける者が当該射撃教習を受けるため第九条の六第二項の教習用備付け銃（以下この号及び第三条の三第一項第七号において「射撃教習」という。）を所持する場合

四の九 第九条の十六第一項の規定による許可を受けた者（以下「クロスボウ射撃資格者」という。）が、クロスボウ射撃場において、第四条第一項第五号の三の規定による許可を受けたクロスボウ射撃指導員の指導の下にクロスボウの操作及び射撃に関する技能の維持向上又は所持の許可を受けようとするクロスボウの選定に資するためのクロスボウの射撃の練習を行うため、当該クロスボウ射撃指導員の監督を受けて当該許可に係るクロスボウを所持する場合

四の十 第十条の五第一項の規定による空気銃又は拳銃の保管の委託を受けた者がその委託に係る空気銃又は拳銃を同条第二項の規定により保管のため所持する場合

六 第十四条の規定による登録を受けたもの（変装銃砲刀剣類等を除く。）を所持する場合

七 武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五条）の武器製造事業者若しくは彌弾等製造事業者又は同法第四条ただし書若しくは第十一条ただし書の許可を受けた者がその製造（改造及び修理を含む。以下同じ。）に係るも（彌弾等製造事業者が修理をする場合にあっては、彌弾等販売事業者、教習射撃場若しくは練習射撃場を設置し、若しくは管理する者又は第四条の規定による許可を受けて所持する者から修理を委託されたものに限る。）を業務のため所持する場合

八 武器等製造法の彌弾等販売事業者が彌弾等製造事業者、彌弾等販売事業者、教習射撃場若しくは練習射撃場を設置する者、第四条の規定による許可を受けて所持する者、第八条第六項、第九条の九第二項において準用する第九条の四第三項及び第九条の十第一項において「練習用備付け銃」という。）を所持する場合（第九条の十第一項第一号の年少射撃資格者（第四号の三及び第八条第一項第七号の二において「クロスボウ射撃指導員」という。）がクロスボウの射撃について危害予防上必要な措置が執られている場合として内閣府令で定めるも

くは国若しくは地方公共団体から譲り受けたもの又は当該猟銃等販売事業者が輸入したものを業務のため所持する場合

九 第十条の八第一項の規定による猟銃又は空気銃の保管の委託を受けた者がその委託に係る猟銃又は空気銃を同条第二項において準用する第九条の七第二項の規定により保管のため所持する場合

九の二 第十条の八の二第一項の規定によるクロスボウの保管の委託を受けた者がその委託に係るクロスボウを同条第二項において準用する第九条の七第二項の規定により保管のため所持する場合

十 第十八条の二第一項の規定による承認を受けて刀剣類の製作をする者がその製作したものを製作の目的に従つて所持する場合

十一 事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て捕鯨用標識銃、救命索発射銃、救命用信号銃、建設用びよう打銃、建設用綱索発射銃、運動競技用信号銃又は第四条第一項第二号の政令で定める銃砲の製造を業とする者（以下「捕鯨用標識銃等製造事業者」という。）がその製造に係るもの（捕鯨用標識銃等製造事業者が修理をする場合にあっては、次号に規定する捕鯨用標識銃等販売事業者又は同条の規定による許可を受けて所持する者から修理を委託されたものに限る。）を業務のため所持する場合

十二 事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て捕鯨用標識銃、救命索発射銃、救命用信号銃、建設用びよう打銃、建設用綱索発射銃、運動競技用信号銃又は第四条第一項第二号の政令で定める銃砲の販売を業とする者（以下「捕鯨用標識銃等販売事業者」という。）が捕鯨用標識銃等製造事業者、同条の規定による許可を受ける者、第八条第六項の措置を執らなければならない者若しくは国若しくは地方公共団体から譲り受けたもの又は当該捕鯨用標識銃等販売事業者が輸入したものを業務のため所持する場合

十三 事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出てクロスボウの製造を業とする者（以下「クロスボウ製造事業者」といふ。）がその製造に係るもの（クロスボウ製造事業者が修理をする場合にあっては、次号に規定するクロスボウ販売事業者又は第四条

の規定による許可を受けて所持する者から修理を委託されたものに限る。）を業務のため所持する場合

十四 事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出てクロスボウの販売を業とする者（以下「クロスボウ販売事業者」といふ。）がクロスボウ製造事業者、クロスボウ販売事業者、第四条の規定による許可を受けて所持する者、第八条第六項の措置を執らなければならぬ者は若しくは国若しくは地方公共団体から譲り受けたもの又は当該クロスボウ販売事業者が輸入したものを業務のため所持する場合

十五 第十号に掲げる場合のほか、事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て輸出のための刀剣類の製作を業とする者がその製作に係るもの（刀剣類について輸出のため所持する場合又は当該刀剣類について輸出の取扱いを委託された者がその委託を受けたものを輸出のため所持する場合

十六 第四条第一項第二号又は第二号の二の規定により人命救助、動物麻酔、と殺又は漁業、建設業その他の産業の用途に供するため必要な銃砲等の所持の許可を受けた者の監督の下に人命救助、動物麻酔、と殺又は当該産業の作業に従事する者（許可を受けた者があらかじめ住所地（法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持についてこれら規定による許可を受けたものにあつては、当該事業場の所在地）を管轄する都道府県公安委員会に届け出たものに限る。第十一条第三項において「人命救助等に従事する者」といふ。）は、前項の規定にかかるわらず、許可に係る銃砲等を許可を受けた者の指示に基づいて業務上使用するため所持することができる。

十七 第一項第四号の大、第四号の七及び第七号から第十五号までに規定する者の使用者（当該各号に規定する者があらかじめ事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出たもの（以下「拳銃実包」という。）を所持してはならない。）が法令に基づき職務のため銃砲を所持する者が当該銃砲に適合する拳銃実包を所持する場合

十八 射撃練習に係る指導若しくは助言を行った後、又は射撃練習を受けるため教習用備付け銃を所持する者が当該射撃練習を行つた場合

十九 第十条の五第一項の規定による拳銃実包の保管の委託を受けた者がその委託に係る拳銃等製造事業者又は同法第四条ただし書若しくは第十八条ただし書の許可を受けた者であつてその製造に係る銃砲（猟銃等製造事業者が修理をする銃砲については、猟銃等販売事業者教習射撃場若しくは練習射撃場を設置し、若しくは管理する者又は第四条の規定による許可を受けて所持する者から修理を委託されたものに限る。）を業務のため所持する場合

二十 第二条の二 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、拳銃の銃身、機関部体、筒等の規定による都道府県公安委員会への届出に際し必要な細目は、内閣府令で定める。

二 試験若しくは研究のため又は技能検定若しくは技能講習の用に供するため銃砲を所持するため所持する場合

三 前二号又は第一号の所持に供するため必要な拳銃実包の管理に係る職務を行う国又は地方公共団体の職員が当該拳銃実包をその職務のため所持する場合

四 第二条の二 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、拳銃の銃身、機関部体、筒等の規定による都道府県公安委員会への届出に際し必要な細目は、内閣府令で定める。

五 第四条第一項第一号、第三号若しくは第四号又は第六条の規定による銃砲の持の許可を受けた者が許可に係る銃砲に適合する拳銃技能検定を受けるため所持する場合

六 第一号の規定による許可を受けて所持する猟銃を所持する技能講習従事教習射撃指導員が当該猟銃に適合する拳銃実包を当該技能講習に関する事務の用に供するため所持する場合

七 射撃練習を行つた後、又は射撃練習を受けるため教習用備付け銃を所持する教習射撃指導員が当該射撃練習の指導を行つた場合

八 射撃練習に係る指導若しくは助言を行つた後、又は射撃練習を受けるため教習用備付け銃を所持する者が当該射撃練習を行つた場合

九 第十条の五第一項の規定による拳銃実包の保管の委託を受けた者がその委託に係る拳銃等製造事業者又は同法第四条ただし書若しくは第十八条ただし書の許可を受けた者であつてその製造に係る銃砲（猟銃等製造事業者が修理をする銃砲については、猟銃等販売事業者教習射撃場若しくは練習射撃場を設置し、若しくは管理する者又は第四条の規定による許可を受けて所持する者から修理を委託されたものに限る。）を業務のため所持する場合



二 第三条の三第一項第四号から第八号まで又は第十号に掲げる場合に該当して拳銃実包を所持することができる者が、同項第三号から第八号まで若しくは第十号に掲げる場合に該当して拳銃実包を所持する者又は火薬類譲渡し許可者等から当該所持することができる拳銃実包を譲り受ける場合

三 火薬類譲受け許可者等が、その譲り受けることができる拳銃実包を譲り受ける場合

(発射の禁止)

第三条の十三 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、道路、公園、駅、劇場、百貨店その他の不特定若しくは多数の者の用に供される場所若しくは電車、乗合自動車その他不特定若しくは多数の者の用に供される乗物(以下この条において「道路等」という)に向かつて、又は道路等において銃砲等を発射してはならない。

一 法令に基づき職務のため銃砲等を所持する者がその職務を遂行するに当たつて当該銃砲等を発射する場合

二 指定射撃場、教習射撃場若しくは練習射撃場において、その指定射撃場、教習射撃場若しくは練習射撃場の指定に係る種類の銃砲で射撃をする場合又は銃砲で射撃を行う施設(以下「射撃場」という)(指定射撃場、教習射撃場及び練習射撃場を除く。)であつて内閣府令で定めるものにおいて銃砲で射撃をする場合

三 クロスボウ射撃場においてクロスボウで射撃をする場合

四 次条第一項第一号の規定により狩猟若しくは害鳥駆除の用途に供するため獵銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可を受けた者は、当該用途(有害鳥駆除の用途にあつては、政令で定める有害鳥駆除(次号及び第六号において「特定有害鳥駆除」という)以外の有害鳥駆除(第十条第二項第一号及び第三号において「一般有害鳥駆除」という。)の用途に限る。)に供するたために、以下同様の法律の規定によりこれらを使用して鳥獣の捕獲等(捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。)をすることを有する部分が銃腔の長さの半分を超えるものをいう。以下同じ。)である場合において

て、第五条の二第四項第一号に該当する者は第十九号に掲げる場合に該当して拳銃実包を所持することができる者が、同項第三号から第八号まで若しくは第十号に掲げる場合に該当して拳銃実包を所持する者又は火薬類譲渡し許可者等から当該所持することができる拳銃実包を譲り受ける場合

三 火薬類譲受け許可者等が、その譲り受けることができる拳銃実包を譲り受ける場合

(発射の禁止)

第三条の十三 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、道路、公園、駅、劇場、百貨店その他の不特定若しくは多数の者の用に供される場所若しくは電車、乗合自動車その他不特定若しくは多数の者の用に供される乗物(以下この条において「道路等」という)に向かつて、又は道路等において銃砲等を発射してはならない。

一 法令に基づき職務のため銃砲等を所持する者がその職務を遂行するに当たつて当該銃砲等を発射する場合

二 指定射撃場、教習射撃場若しくは練習射撃場において、その指定射撃場、教習射撃場若しくは練習射撃場の指定に係る種類の銃砲で射撃をする場合又は銃砲で射撃を行う施設(以下「射撃場」という)(指定射撃場、教習射撃場及び練習射撃場を除く。)であつて内閣府令で定めるものにおいて銃砲で射撃をする場合

三 クロスボウ射撃場においてクロスボウで射撃をする場合

四 次条第一項第一号又は第二号の二の規定により有害鳥駆除、動物麻酔又は道路等に向かつて若しくは道路等(クロスボウ射撃場を除く。)においてクロスボウを発射する必要がある産業として政令で定めるもの(次号及び第三十一条の十一第一項第三号ハにおいて「特定銃砲使用産業」という。)の用途に供するため必要な銃砲の所持の許可を受けた者が、当該用途(有害鳥駆除の用途に限る。)に供するたために、当該許可に係る銃砲を使用する場合

五 次条第一項第一号又は第二号の二の規定により有害鳥駆除、動物麻酔又は道路等に向かつて若しくは道路等(クロスボウ射撃場を除く。)においてクロスボウを発射する必要がある産業として政令で定めるもの(次号及び第三十一条の十一第一項第三号ハにおいて「特定クロスボウ使用産業」という。)の用途に供するためクロスボウの所持の許可を受けた者が、当該用途(有害鳥駆除の用途にあつては、特定有害鳥駆除の用途に限る。)に供するため、当該許可に係るクロスボウを使用する場合

六 次条第一項第二号又は第二号の二の規定により人命救助、動物麻酔、特定銃砲使用産業又は特定クロスボウ使用産業の作業に従事する者(第三条第二項の規定により当該許可を受けた者が届け出た者に限る。)が、当該許可に係る銃砲等を当該許可を受けた者の指示に基づいて業務上使用する場合

第七章 銃砲等又は刀剣類の所持の許可

(許可)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、所持しようとする銃砲等又は刀剣類ごとに、その所持について、住所地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

一 狩猟、有害鳥駆除又は標的射撃の用途に供するため、獵銃若しくは空気銃(銃腔に腔旋を有する獵銃で腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分を超えるものをいう。以下同じ。)である場合において

て、第五条の二第四項第一号に該当する者は、所持しようとする銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けようとする者(第五号の二又は第五号の三に該当する者を除く。)である場合は、内閣府令で定めるところにより、住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。

一 住所、氏名及び生年月日

二 銃砲等又は刀剣類の種類(内閣府令で定める獵銃の種類を含む。)

三 銃砲等又は刀剣類の所持の目的

四 その他内閣府令で定める事項

第五条の二前項の許可申請書が前条第一項第一号の規定による獵銃若しくは空気銃又はクロスボウの選定に資するため必要な刀剣類の射撃の指導に従事するクロスボウ射撃指導員で、当該指導の用途に供するためクロスボウを所持しようとするもの

六 狩猟、有害鳥駆除、と殺、漁業又は建設業の用途に供するため必要な刀剣類を所持しようとする者

七 祭礼等の中行事に用いる刀剣類その他の刀剣類で所持することが一般的の風俗慣習上やむを得ないと認められるものを所持しようとする者

八 演劇、舞踊その他の芸能の公演で銃砲等(拳銃等を除く。以下この項において同じ。)又は刀剣類を所持することがやむを得ないと認められるものの用途に供するため、銃砲等又は刀剣類を所持しようとする者

九 博覽会その他これに類する施設において展示物として公衆の観覧に供するため、銃砲等又は刀剣類を所持しようとする者

十 都道府県公安委員会は、銃砲等又は刀剣類の所持に関する危害予防上必要があると認めるときは、その必要的限度において、前項の規定による許可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

定める要件に該当するものを添付しなければならない。

**第四条の三** 第四条の規定による許可を受けようとする者で前条第一項の規定により許可申請書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。(認知機能検査)

**第四条の四** 第四条の規定による許可を受けようとする者は、前条第一項の規定により許可申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の中には、住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第五条の二第一項に規定する認知機能(以下単に「認知機能」という。)に関する検査を受けなければならない。

**第五条の四** 都道府県公安委員会は、前項の規定により検査を受けた者で該検査の結果が認知機能に関する検査を受けなければならない。

**第六条の四** 都道府県公安委員会は、前項の規定により検査を受けた者で該検査の結果が認知機能に関する検査を受けなければならない。

**第七条の四** 第四条の規定による許可を受けた者は、該検査の結果が認知機能に関する検査を受けなければならない。

**第八条の四** 第四条の規定による許可を受けた者は、該検査の結果が認知機能に関する検査を受けなければならない。

**第九条の四** 第四条の規定による許可を受けた者は、該検査の結果が認知機能に関する検査を受けなければならない。

**第十条の四** 第四条の規定による許可を受けた者は、該検査の結果が認知機能に関する検査を受けなければならない。

**第十一条の四** 第四条の規定による許可を受けた者は、該検査の結果が認知機能に関する検査を受けなければならない。

**第十二条の四** 第四条の規定による許可を受けた者は、該検査の結果が認知機能に関する検査を受けなければならない。

**第十三条の四** 第四条の規定による許可を受けた者は、該検査の結果が認知機能に関する検査を受けなければならない。

**第十四条の四** 第四条の規定による許可を受けた者は、該検査の結果が認知機能に関する検査を受けなければならない。

**第十五条の四** 第四条の規定による許可を受けた者は、該検査の結果が認知機能に関する検査を受けなければならない。

**第十六条の四** 第四条の規定による許可を受けた者は、該検査の結果が認知機能に関する検査を受けなければならない。

**第十七条の四** 第四条の規定による許可を受けた者は、該検査の結果が認知機能に関する検査を受けなければならない。

## (許可の基準)

都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けてい

る場合においては、許可をしてはならない。

十八歳に満たない者(空気銃の所持の許可を受けようとする者で、国際的な規模で開催される政令で定める運動競技会の空気銃射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦され

たものにあつては、十四歳に満たない者)

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 精神障害若しくは発作による意識障害をもたらしその他銃砲等若しくは刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものにかかる者は又は介護保険法第五条の二第一項に規定する認知症であるかどうかについて、その指定する認知症であるかどうかについて、その指定する医師の診断を受け、当該医師の診断書を提出すべきことを命ずることができる。

四 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

五 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従つて行動する能力がなく、又は著しく低い者(第一号、第三号又は前号に該当する者を除く。)

六 住居の定まらない者

七 第十一条第一項第一号若しくは第二号に該当したことにより同項の規定により許可を取り消され、又は同条第三項、第四項、第六項を除く。)

八 第十二条第一項第一号若しくは第二号に該当したことにより同項の規定により許可を取り消され、又は同条第三項、第四項、第六項を除く。)

九 第十三条第一項第一号若しくは第二号に該当したことにより同項の規定により許可を取り消され、又は同条第三項、第四項、第六項を除く。)

十 第十四条第一項第一号若しくは第二号に該当したことにより同項の規定により許可を取り消され、又は同条第三項、第四項、第六項を除く。)

十一 第十五条第一項第一号若しくは第二号に該当したことにより同項の規定により許可を取り消され、又は同条第三項、第四項、第六項を除く。)

十二 第十六条第一項第一号若しくは第二号に該当したことにより同項の規定により許可を取り消され、又は同条第三項、第四項、第六項を除く。)

十三 第十七条第一項第一号若しくは第二号に該当したことにより同項の規定により許可を取り消され、又は同条第三項、第四項、第六項を除く。)

十四 第十八条第一項第一号若しくは第二号に該当したことにより同項の規定により許可を取り消され、又は同条第三項、第四項、第六項を除く。)

十五 第十九条第一項第一号若しくは第二号に該当したことにより同項の規定により許可を取り消され、又は同条第三項、第四項、第六項を除く。)

十六 第二十条第一項第一号若しくは第二号に該当したことにより同項の規定により許可を取り消され、又は同条第三項、第四項、第六項を除く。)

第四号の規定による許可の取消処分に係る者にあつては、十年)を経過していないもの

十 第十一条の三第一項第一号に該当したことにより同項の規定により第九条の十三第二項の年少射撃資格の認定(以下この号及び次号において「年少射撃資格の認定」という。)を取り消され、又は第十二条の三第二項の規定により年少射撃資格の認定を取り消された日から起算して五年を経過していない者

十一 第十二条の三第一号に該当したことにより同項の規定により年少射撃資格の認定を取り消された日から起算して十年を経過していない者

十二 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過していない者

十三 この法律若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこれらに基づく处分に違反し、又は火薬類取締法第五十条の二第一項の規定の適用を受ける火薬類について同法若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこれらに基づく处分に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受け過していないもの

十四 次条第二項第二号又は第三号に規定する行為をして罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から起算して五年を経過していないもの(前号に該当する者を除く。)

十五 ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)第二条第四項に規定するストーカー行為をし、同法第四条第一項の規定による警告を受け、又は同法第五条第一項の規定による命令若しくは同条第九項の規定によるその延長の処分を受けた日から起算して三年を経過していない者

十六 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第十条第一項又は第十一条の二の規定(同法第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。)による命令を受けた日から起算して三年を経過していない者

十七 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行ふおそれがあると認められるに足りる相当な理由がある者

十八 他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者(前号に該当する者を除く。)

十九 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする者が同項の規定による検査を受けなければならない。

二十 都道府県公安委員会は、変装銃砲刀剣類等又はその構造若しくは機能が政令で定める基準に適合しない銃砲等については、許可をしてはならない。

二十一 都道府県公安委員会は、変装銃砲刀剣類等又はその構造若しくは機能が政令で定める基準に適合しない銃砲等については、許可をしてはならない。

二十二 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする者が同項の規定による検査を受けなければならない。

二十三 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする者が同項の規定による検査を受けなければならない。

二十四 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする者が同項の規定による検査を受けなければならない。

二十五 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする者が同項の規定による検査を受けなければならない。

二十六 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする者が同項の規定による検査を受けなければならない。

二十七 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする者が同項の規定による検査を受けなければならない。

二十八 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする者が同項の規定による検査を受けなければならない。

二十九 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする者が同項の規定による検査を受けなければならない。

三十 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする者が同項の規定による検査を受けなければならない。

三十一 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする者が同項の規定による検査を受けなければならない。

三十二 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする者が同項の規定による検査を受けなければならない。

三十三 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする者が同項の規定による検査を受けなければならない。

三十四 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする者が同項の規定による検査を受けなければならない。

三十五 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする者が同項の規定による検査を受けなければならない。

三十六 都道府県公安委員会は、第四条の規定による許可を受けようとする者が同項の規定による検査を受けなければならない。

る者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可をしてはならない。

一 二十歳に満たない者（政令で定めるものにより政令で定める者から推薦された者については、十八歳に満たない者）

二 人の生命又は身体を害する罪（死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る。）で政令で定めるものに当たる違法な行為をした日から起算して十年を経過していない者

三 銃砲等、刀剣類、第二十一条の三第一項に規定する準空気銃又は第二十二条に規定する刃物（第二十四条の二において「銃砲刀剣類等」という。）を使用して、前号に規定する罪以外の凶悪な罪（死刑又は無期若しくは长期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る。）で政令で定めるものに当たる違法な行為をした日から起算して十年を経過していない者

都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合でなければ、許可をしてはならない。

一 現に許可済猟銃（所持しようとする種類の猟銃であつて、第四条第一項第一号の規定による許可を受けたものをいう。以下この号及び次号において同じ。）を所持している者（当該許可済猟銃に係る第五条の五第二項の技能講習修了証明書（同号及び第三号において「技能講習修了証明書」という。）の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者又は当該許可済猟銃に係る射撃競技で政令で定めるものに参加する選手若しくはその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者に限りある。）

二 震災、風水害、火災その他の災害により許可済猟銃を亡失し、又は許可済猟銃が滅失した者で、第八条第一項第四号の規定により当該許可済猟銃の所持の許可が効力を失つた日（当該災害に起因するやむを得ない事情によりり、第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可の申請をすることができなかつた者にあつては、当該事情がやんだ日）から起算して一月を経過しないもの（当該許可済猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者に限る。）

5

二 標的射撃の用途に供するためライフル銃を所持しようとする者にあつては、政令で定めるライフル射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして政令で定める者から推薦された者

第三項第二号又は第三号に掲げる者として第四条第一項第一号の規定による獵銃の所持の許可を受けた者についての前項第一号ハの規定の適用については、同号ハ中「継続して十年以上第四条第一項第一号」とあるのは、「第八条第一項第四号若しくは第八号の規定により許可が効力を失つた日前において継続して第四条第一

9  
i

都道府県公安局委員会は、政令で定めるところにより、前項の講習会の講習を受け、その課程を修了した者に対し、講習修了証明書を交付しなければならない。

前項の規定による講習修了証明書の交付を受けた者は、当該講習修了証明書の記載事項に変更を生じた場合、当該講習修了証明書を亡失し、若しくは盜み取られた場合又は当該講習修了証明書が滅失した場合においては、その旨を住所地を管轄する都道府県公安局委員会に届け出て講習修了証明書の書換え又は再交付を受けることができる。

1

**(技能検定)**  
**第五条の四** 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、その管轄区域内に住所を有する者で第四条第一項第一号の規定による獣銃の所持の許可を受けようとするもの（第五条の二第三項各号のいずれかに該当する者を除く。）に対し、都道府県公安委員会が指定する獣銃を使用して、その所持しようとする種類の獣銃に係る獣銃の操作及び射撃に関する技能検定を実施するものとする。ただし、第五条（第一項第一号及び第二項から第四項までを除く。）及び第五条の二（第三項、第六項及び第七項を除く。）の許可の基準に適合しないため第四条第一項第一号の規定による獣銃の所持の許可を受ける資格を有しないと認められる者は、技能検定を受けることができない。

第五条の四

(五) 都道府県公安委員会は、政令で定め  
第一項の講習会の開催に関する事務の  
令で定める者に行わせることができ

1

前項の規定による講習修了証明書の交付を受けた者は、当該講習修了証明書の記載事項に変更を生じた場合、当該講習修了証明書を亡失し、若しくは盜み取られた場合又は当該講習修了証明書が滅失した場合には、その旨を住所地を管轄する都道府県公安委員会に届け出

1

更新を受けようとするものを受講者として、次に掲げる事項に関し必要な知識を修得させるための講習会を開催するものとする。

答

都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、第一項の講習会の開催に関する事務の一部を政令で定める者に行わせることができ  
る。

3

二 二十歳に満たない者（政令で定めるところにより政令で定める者から推薦された者については、許可をしてはならない。）

三 一 人の生命又は身体を害する罪（死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る。）で政令で定めるものに当たる違法な行為をした日から起算して十年を経過していない者

二 一月を経過しないもの（当該許可を受けて所持していた猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者に限る。）

三 一 所持しようとする種類の猟銃に係る第五条の四第二項の合格証明書の交付を受けている者でその交付を受けた日から起算して一年を経過しないもの

四 五 所持しようとする種類の猟銃に係る第九条の五第五項の教習修了証明書の交付を受けている者でその交付を受けた日から起算して一年を経過しないもの

五 六 所持しようとする種類の猟銃に係る猟銃等の射撃指導員

都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による許可の申請に係る弾薬がライフル

三 海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない事情により、第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けることができなかつた者で、当該事情がやんだ日から起算して一年を経過しないもの（当該許可を受けて所持していた猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者に限る。）

三 銃砲等、刀剣類、第二十二条の三第一項に規定する準空気銃又は第二十二条に規定する刃物（第二十四条の二において「銃砲刀剣類等」という。）を使用して、前号に規定する罪以外の凶悪な罪（死刑又は無期若しくは长期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る。）で政令で定めるものに当たる違法な行為をした日から起算して十年を経過していない者

三 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号

1

いる者で、その交付を受けた日から起算して一年を経過しないもの

1

三 海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない事情により、第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けることができなかつた者で、当該事情がやんだ日から起算して一月を経過しないもの（当該許可を受けて所持していた獵銃に係る技能講習修了証明書の交付を受け、その交付を受けた日から起算して三年を経過していない者に限る。）

四 所持しようとする種類の獵銃に係る第五条

三 海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない事情により、第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けることのできない

2 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、前項の技能検定に合格した者に対し、合格証明書を交付しなければならない。
3 第四条の二の規定は第一項の技能検定を受けようとする者について、第五条の三第三項の規定は合格証明書について準用する。
（獵銃の操作及び射撃の技能に関する講習）
第五条の五 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、その管轄区域内に住所を有する者で現に第四条第一項第一号の規定による許可を受けて獵銃を所持しているものと受講者として、当該種類の獵銃の操作及び射撃の技能に関する講習を行うものとする。
2 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、前項の講習を受け、その課程を修了した者に対し、技能講習修了証明書を交付しなければならない。
3 第五条の三第三項の規定は、前項の技能講習修了証明書について準用する。
4 都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより、第一項の講習に関する事務の一部を当該講習に係る種類の獵銃に係る教習射撃場を管理する者に行わせることができる。この場合において、当該教習射撃場を管理する者は、当該講習に関する事務を教習射撃指導員に行わせなければならない。
（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）
第六条 本邦において開催される銃砲等又は刀剣類を使用する国際競技に参加するため入国する外国人は、当該国際競技に用いる銃砲等又は刀剣類の所持について、出入国港の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。
2 前項の規定による許可の申請があつた場合においては、都道府県公安委員会は、政令で定めるところにより期間を定めて、許可するものとする。
3 第四条の二（第二項を除く。）の規定は、第一項の外国人について準用する。この場合においては、同条第一項中「住所地又は法人の事業場の所在地」とあるのは、「出入国港の所在地」と読み替えるものとする。（許可証）

第七条 都道府県公安委員会は、第四条又は前条の規定による許可をする場合においては、許可証を交付しなければならない。ただし、第四条
2 前項の規定による許可の更新を受ける場合は、その者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に対し、許可の更新の申請をしなければならない。
（獵銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の更新）
第七条の三 第四条第一項第一号の規定による獵銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に対し、許可の更新の申請をしなければならない。
2 都道府県公安委員会は、前項の規定による許可の更新があつた場合において、申請をされた者及び申請に係る獵銃若しくは空気銃又はクロスボウが第五条（第一項第一号を除く。）及び第五条の二（第六項を除く。）の許可の基準に適合していると認めるときは、許可の更新をしなければならない。

第七条の二 第四条第一項第一号の規定による獵銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の有効期間（次条第二項の規定により更新された許可の有効期間を除く。）は、当該許可を受けた日の後のその者の三回目の誕生日（その者の誕生日が二月二十九日であるときは、その者の誕生日は二月二十八日であるものとみなす。次項において同じ。）が経過するまでの期間とする。
2 次条第二項の規定により更新された許可の有効期間は、更新前の許可の有効期間が満了した後のその者の三回目の誕生日が経過するまでの期間とする。
（獵銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の更新）
第七条の三 第四条第一項第一号の規定による獵銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に対し、許可の更新の申請をしなければならない。
2 都道府県公安委員会は、前項の規定による許可を受けた者が第九条の三第二項の規定により空気銃に係る獵銃等射撃指導員の指定を解除された場合

七 第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた者が第九条の三第二項の規定により空気銃に係る獵銃等射撃指導員の指定を解除された場合
八 許可の期間が満了した場合
一 許可を受けた者が第九条の三第二項の規定によりクロスボウ射撃指導員の指定を解除された場合
二 同居の親族
三 其他の同居者
四 第六条の規定による許可を受けた外国人は、当該許可の期間が満了する日前に出国する場合においては、出入国港の所在地を管轄する都道府県公安委員会に許可証を返納しなければならない。
5 第六条の規定による許可を受けた外国人は、当該許可の期間が満了する日前に出国する場合においては、出入国港の所在地を管轄する都道府県公安委員会に許可証を返納しなければならない。
6 許可が失効した場合（第一項第二号又は第六号から第八号までの理由が発生したことにより失効した場合に限る。次項において同じ。）に

おいては、当該許可を受けている者又は失効した許可に係る銃砲等若しくは刀剣類を相続により取得した者は、当該許可が失効した日から起算して五十日以内に、当該銃砲等若しくは刀剣類の所持について第四条若しくは第六条の規定による許可を受け、又は当該銃砲等若しくは刀剣類を相続により取得した者は、当該許可が失効した日から起算して五十日以内に、当該銃砲等若しくは刀剣類を所持しないことをととするための措置を執らなければならない。この場合における当該銃砲等又は刀剣類の所持については、当該期間に限り、第三条第一項の規定は、適用しない。

都道府県公安委員会は、許可が失効した場合において、人の生命・身体若しくは財産に対する危険を防止するため必要があると認めるとき、又は前項の期間を経過したときは、当該許可を受けていた者（当該許可を受けていた者の所在が不明である場合において、同居の親族又は当該許可に係る銃砲等若しくは刀剣類の存する場所を管理する者（以下「同居の親族等」という。）があるときは、当該同居の親族等）又は第四項の規定により許可証を返納しなければならない者に対し当該銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、提出された銃砲等又は刀剣類を仮領をするものとする。

前項の規定により銃砲等又は刀剣類を仮領置した場合において、許可を受けていた者若しくは失効した許可に係る銃砲等若しくは刀剣類を相続により取得した者から当該銃砲等若しくは銃器等製造法の猟銃等販売事業者又は捕鯨用標識刀剣類の売渡し、贈与、返還等を受けた者（武器等販売事業者、クロスボウ販売事業者若しくは教習射撃場若しくは練習射撃場を設置する者以外の者にあっては、当該銃砲等又は刀剣類について所持の許可をついて所持の許可を受けた者に限る。）又は当該許可を受けていた者若しくは当該銃砲等若しくは刀剣類を相続により取得した者であつて当該銃砲等若しくは刀剣類について所持の許可を受けたものが内閣府令で定める手続により返還申請した日から起算して六月以内に前項の規定による返還の申請がない場合においては、当該仮領置した銃砲等又は刀剣類は政令で定めるとする。

第七項の規定により銃砲等又は刀剣類を仮領置した日から起算して六月以内に前項の規定による返還の申請をしたときは、都道府県公安委員会は、当該銃砲等又は刀剣類は政令で定めるとする。

第

都道府県公安委員会は、前条第七項の規定により拳銃の提出を命ずる場合において、第三条の二第一項第四号の規定により所持することができた当該拳銃に係る拳銃部品が当該拳銃部品を相続により取得した者は、当該許可が失効した日から起算して五十日以内に、当該拳銃部品に適合する拳銃の所持について第四条若しくは第六条の規定による許可を受け、又は当該拳銃部品を相続により取得した者は、当該許可が失効した日から起算して五十日以内に、当該拳銃部品を所持しないことをとするための措置を執らなければならない。この場合における当該拳銃部品の所持については、当該期間に限り、第三条の二第二項の規定は、適用しない。

都道府県公安委員会は、前条第七項の規定により拳銃の提出を命ずる場合において、第三条の二第一項第四号の規定により所持することができた当該拳銃に係る拳銃部品があるときは、当該期間に限り、第三条の二第一項の規定は、適用しない。

都道府県公安委員会は、前条第七項の規定により拳銃部品を仮領置する場合において、第三条の二第一項第四号の規定により所持することができた当該拳銃に係る拳銃部品があるときは、当該拳銃部品を仮領置するものとする。

前項の規定により拳銃部品を仮領置した場合において、当該仮領置された拳銃部品に係る拳銃の所持の許可を受けていた者若しくはその拳銃部品を相続により取得した者から当該拳銃部品の売渡し、贈与、返還等を受けた者（武器等製造法の武器製造事業者以外の者にあっては、当該拳銃部品に係る拳銃の所持の許可を受けた者が内閣府令で定める手続により返還申請を行った場合は、当該拳銃部品に適合する拳銃の所持の許可を受けた者若しくはその拳銃部品を相続により取得した者であつて当該拳銃部品に係る拳銃の所持の許可を受けた者若しくは当該拳銃部品を相続により取得した者であつて当該拳銃部品に適合する拳銃の所持の許可を受けたものとす

る。この場合において、同条第九項中「第七項」とあるのは「次条第二項」と、「前項」とあるのは「次条第三項」と読み替えるものとする。

都道府県公安委員会は、猟銃等射撃指導員が所持する者が当該許可に係る銃砲等を武器等刀剣類で、売却することができないもの又は売却に付しても買受人がないと認められるものは、廃棄することができる。

第八条の二 拳銃の所持の許可が失効した場合において、第三条の二第一項第四号の規定により所持することができた当該拳銃に係る拳銃部品が当該拳銃部品を相続により取得した者は、当該許可が失効した日から起算して五十日以内に、当該拳銃部品に適合する拳銃の所持について第四条若しくは第六条の規定による許可を受け、又は当該拳銃部品を相続により取得した者は、当該許可が失効した日から起算して五十日以内に、当該拳銃部品を所持しないことをとするための措置を執らなければならない。この場合においては、当該期間においては、第八条の二第一項第一号の規定は、適用しない。

都道府県公安委員会は、クロスボウ射撃指導員が前項の内閣府令で定める基準に適合する者を、その者の申請に基づき、クロスボウ射撃指導員として指定することができる。

第二項第一号の規定は、適用しない。

第四条第一項第一号の規定による許可を受けた猟銃若しくは空気銃又はクロスボウを所持する者が当該許可に係る猟銃若しくは空気銃又はクロスボウを武器等製造法の猟銃等販売事業者又はクロスボウを武器等製造法の猟銃等販売事業者又はクロスボウ販売事業者若しくは教習射撃場若しくは練習射撃場を設置する者に譲り渡す場合において、当該許可に係る猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可に係る事項が記載されているときは、前項の規定にかかる譲渡承諾書を添えて、速やかに事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に当該許可証を返納しなければならない。

第一項の場合においては、武器等製造法の猟銃等販売事業者又は捕鯨用標識銃等販売事業者、クロスボウ販売事業者若しくは教習射撃場若しくは練習射撃場を設置する者が、譲渡人の譲渡承諾書を添えて、速やかに事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に当該許可証を返納しなければならない。

（指定射撃場の指定等）

第九条の二 都道府県公安委員会は、射撃場のうち、その位置及び構造設備がその射撃を行う銃砲の種類ごとに内閣府令で定める基準に適合し、かつ、当該射撃場を設置する者及び管理者並びにその管理の方法が内閣府令で定める基準に適合するものを、当該種類の猟銃に係る教習射撃場として指定することができます。

第一項の申請の手続その他クロスボウ射撃指導員の指定に關して必要な事項は、内閣府令で定めることとする。

都道府県公安委員会は、教習射撃場を管理する者は、教習射撃指導員として指定された者である。この方法が内閣府令で定める基準に適合していること。

一 当該指定射撃場を管理する者及びその管理の方法が内閣府令で定める基準に適合していること。

二 猟銃等射撃指導員として指定された者であつて、内閣府令で定める基準に適合するもの（以下「教習射撃指導員」という。）が置かれていること。

都道府県公安委員会は、指定射撃場が前項の内閣府令で定める基準に適合しなくなつた場合においては、その指定を解除することができない。

（教習射撃指導員）

第九条の四 都道府県公安委員会は、猟銃に係る教習射撃場のうち、次の各号のいずれにも該当するものを、当該指定射撃場の設置者等の申請に基づき、当該種類の猟銃に係る教習射撃場と定める。

第一項の申請の手續その他クロスボウ射撃指導員の指定に關して必要な事項は、内閣府令で定めること。

都道府県公安委員会は、教習射撃場を管理する者は、教習射撃指導員を選任し、又は解任したときは、選任し、又は解任した日から十五日以内に、内閣府令で定めることにより、当該教習射撃場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならない。

都道府県公安委員会は、教習射撃場の業務に關し不正な行為をしたとき、又はこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反したときは、教習射撃場を管理する者に対し、その解任を命ずることができる。

第九条の三 都道府県公安委員会は、猟銃又は空気銃の操作及び射撃に関する知識、技能等が空



二項から第四項までを除く。次号において同じ。)の許可の基準に適合しないため第四条第一項第一号の規定による空気銃の所持の許可を受ける資格を有しないと認められる者三、第四条第一項第四号の規定による空気拳銃の所持の許可を受けようとする者第五条の許可の基準に適合しないと認められる者三、第四条第一項第三項の規定は前項の認定について、第五条の三第三項の規定は練習資格認定証について準用する。この場合において、第九条の五第三項中「第五条の四第一項ただし書に規定する者」とあるのは「第九条の十第二項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める者」と、「教習資格認定証」とあるのは「練習資格認定証」と読み替えるものとする。(練習用備付け銃)

**第九条の十一** 練習射撃場を設置する者は、射撃練習の用途に供するため必要な獣銃又は空気銃でその構造及び機能が政令で定める基準に適合するものを内閣府令で定める基準に従い当該練習射撃場に備え付けて置かなければならない。ただし、練習射撃場の指定を受けた日から起算して三十日を経過する日までの間は、この限りでない。

第九条の六第二項及び第三項並びに第九条の七の規定は、前項の規定により備え付けた獣銃又は空気銃(以下「練習用備付け銃」という)。

第九条の九第一項の規定を解除した場合においては、当該射撃場の設置者等に対し前項第一項の規定により備え付けられていた獣銃(教習用備付け銃であるものを除く)又は空気銃の提出を命じ、提出された獣銃又は空気銃を仮領置するものとする。

### 2 (練習用備付け銃)

**第九条の十二** 次に掲げる場合には、都道府県公安委員会は、第九条の九第一項の指定を解除することができる。

一、練習射撃場が第九条の九第一項第一号の内閣府令で定める基準に適合しなくなった場合二、練習射撃指導員が欠けるに至った場合三、練習射撃場を設置する者が前条第一項の規定又は同条第二項において準用する第九条の二第二項の規定に違反した場合四、練習射撃場を設置する者が前条第二項において準用する第九条の六第三項の規定による第二項、第四項若しくは第五項の規定又は前条第三項の規定に違反した場合五、練習射撃場を管理する者が第九条の九第二項において準用する第九条の四第二項の規定、前条第二項において準用する第九条の七第二項、第四項若しくは第五項の規定又は前条第二項において準用する第九条の七第三項の規定による命令に応じなかつた場合

六、練習射撃場を管理する者が第九条の九第二項において準用する第九条の七第三項の規定による命令に応じなかつた場合

七、練習射撃場を管理する者が第九条の九第二項において準用する第九条の七第三項の規定による命令に応じなかつた場合

八、練習射撃場を管理する者が第九条の九第二項において準用する第九条の七第三項の規定による命令に応じなかつた場合

九、練習射撃場を管理する者が第九条の九第二項において準用する第九条の七第三項の規定による命令に応じなかつた場合

十、練習射撃場を管理する者が第九条の九第二項において準用する第九条の七第三項の規定による命令に応じなかつた場合

十一、練習射撃場を管理する者が第九条の九第二項において準用する第九条の七第三項の規定による命令に応じなかつた場合

十二、練習射撃場を管理する者が第九条の九第二項において準用する第九条の七第三項の規定による命令に応じなかつた場合

十三、練習射撃場を管理する者が第九条の九第二項において準用する第九条の七第三項の規定による命令に応じなかつた場合

十四、練習射撃場を管理する者が第九条の九第二項において準用する第九条の七第三項の規定による命令に応じなかつた場合

十五、練習射撃場を管理する者が第九条の九第二項において準用する第九条の七第三項の規定による命令に応じなかつた場合

十六、練習射撃場を管理する者が第九条の九第二項において準用する第九条の七第三項の規定による命令に応じなかつた場合

十七、練習射撃場を管理する者が第九条の九第二項において準用する第九条の七第三項の規定による命令に応じなかつた場合

十八、練習射撃場を管理する者が第九条の九第二項において準用する第九条の七第三項の規定による命令に応じなかつた場合

十九、練習射撃場を管理する者が第九条の九第二項において準用する第九条の七第三項の規定による命令に応じなかつた場合

二十、練習射撃場を管理する者が第九条の九第二項において準用する第九条の七第三項の規定による命令に応じなかつた場合

二十一、練習射撃場を管理する者が第九条の九第二項において準用する第九条の七第三項の規定による命令に応じなかつた場合

二十二、練習射撃場を管理する者が第九条の九第二項において準用する第九条の七第三項の規定による命令に応じなかつた場合

二十三、練習射撃場を管理する者が第九条の九第二項において準用する第九条の七第三項の規定による命令に応じなかつた場合

二十四、練習射撃場を管理する者が第九条の九第二項において準用する第九条の七第三項の規定による命令に応じなかつた場合

二十五、練習射撃場を管理する者が第九条の九第二項において準用する第九条の七第三項の規定による命令に応じなかつた場合

二十六、練習射撃場を管理する者が第九条の九第二項において準用する第九条の七第三項の規定による命令に応じなかつた場合

二十七、練習射撃場を管理する者が第九条の九第二項において準用する第九条の七第三項の規定による命令に応じなかつた場合

二十八、練習射撃場を管理する者が第九条の九第二項において準用する第九条の七第三項の規定による命令に応じなかつた場合

二十九、練習射撃場を管理する者が第九条の九第二項において準用する第九条の七第三項の規定による命令に応じなかつた場合

三十、練習射撃場を管理する者が第九条の九第二項において準用する第九条の七第三項の規定による命令に応じなかつた場合

三十一、練習射撃場を管理する者が第九条の九第二項において準用する第九条の七第三項の規定による命令に応じなかつた場合

三十二、練習射撃場を管理する者が第九条の九第二項において準用する第九条の七第三項の規定による命令に応じなかつた場合

三十三、練習射撃場を管理する者が第九条の九第二項において準用する第九条の七第三項の規定による命令に応じなかつた場合

三十四、練習射撃場を管理する者が第九条の九第二項において準用する第九条の七第三項の規定による命令に応じなかつた場合

三十五、練習射撃場を管理する者が第九条の九第二項において準用する第九条の七第三項の規定による命令に応じなかつた場合

三十六、練習射撃場を管理する者が第九条の九第二項において準用する第九条の七第三項の規定による命令に応じなかつた場合

### 3 (年少射撃資格の認定)

### 4 (年少射撃資格の認定)

### 5 (年少射撃資格の認定)

### 6 (年少射撃資格の認定)

### 7 (年少射撃資格の認定)

### 8 (年少射撃資格の認定)

### 9 (年少射撃資格の認定)

### 10 (年少射撃資格の認定)

### 11 (年少射撃資格の認定)

### 12 (年少射撃資格の認定)

### 13 (年少射撃資格の認定)

### 14 (年少射撃資格の認定)

### 15 (年少射撃資格の認定)

### 16 (年少射撃資格の認定)

### 17 (年少射撃資格の認定)

### 18 (年少射撃資格の認定)

### 19 (年少射撃資格の認定)

### 20 (年少射撃資格の認定)

### 21 (年少射撃資格の認定)

### 22 (年少射撃資格の認定)

### 23 (年少射撃資格の認定)

### 24 (年少射撃資格の認定)

の射撃の練習を行ひ又は当該空気銃射撃競技に参加するため、当該獣銃等射撃指導員の監督を受けて当該許可に係る空気銃を所持しようとする者は、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、住所地を管轄する都道府県公安委員会に、その住所、氏名及び生年月日、当該獣銃等射撃指導員の氏名その他の内閣府令で定める事項を記載した認定申請書及び添付書類添付書類を提出して、その資格の認定を受けなければならない。この場合において、都道府県公安委員会は、その者が次の各号のいずれかに該当するとき及び認定申請書又はその添付書類中に重要な事実について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているときを除き、その認定を行うものとする。

一、第五条第一項第一号から第十八号までのいづれかに該当するとき。

二、次条第二項の年少射撃資格講習修了証明書の交付を受けていないとき。

三、年少射撃資格者が十九歳に達した場合の規定により所持することができる第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた獣銃等射撃指導員の全てについて、当該許可が失効し、又は取り消された場合

一、年少射撃資格の認定を受けた者(以下「年少射撃資格者」という。)が死亡した場合

二、年少射撃資格者が第九条の十三第一項の政令で定める者からその推薦を取り消された場合

三、年少射撃資格者が十九歳に達した場合の規定により所持することができる第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた獣銃等射撃指導員の全てについて、当該許可が失効し、又は取り消された場合

一、年少射撃資格の認定を受けた者(以下「年少射撃資格者」という。)が死亡した場合

二、年少射撃資格者が第九条の十三第一項の政令で定める者からその推薦を取り消された場合

三、年少射撃資格の認定を受けた者(以下「年少射撃資格者」という。)が死亡した場合

### 3 (クロスボウ射撃資格の認定)

### 4 (クロスボウ射撃資格の認定)

### 5 (クロスボウ射撃資格の認定)

### 6 (クロスボウ射撃資格の認定)

### 7 (クロスボウ射撃資格の認定)

### 8 (クロスボウ射撃資格の認定)

### 9 (クロスボウ射撃資格の認定)

### 10 (クロスボウ射撃資格の認定)

### 11 (クロスボウ射撃資格の認定)

### 12 (クロスボウ射撃資格の認定)

### 13 (クロスボウ射撃資格の認定)

### 14 (クロスボウ射撃資格の認定)

### 15 (クロスボウ射撃資格の認定)

### 16 (クロスボウ射撃資格の認定)

### 17 (クロスボウ射撃資格の認定)

### 18 (クロスボウ射撃資格の認定)

### 19 (クロスボウ射撃資格の認定)

### 20 (クロスボウ射撃資格の認定)

### 21 (クロスボウ射撃資格の認定)

### 22 (クロスボウ射撃資格の認定)

### 23 (クロスボウ射撃資格の認定)

### 24 (クロスボウ射撃資格の認定)

### 25 (クロスボウ射撃資格の認定)

### 26 (クロスボウ射撃資格の認定)

### 27 (クロスボウ射撃資格の認定)

### 28 (クロスボウ射撃資格の認定)

### 29 (クロスボウ射撃資格の認定)

### 30 (クロスボウ射撃資格の認定)

うとする者は、あらかじめ、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請して、その資格の認定を受けなければならない。この場合において、都道府県公安委員会は、その者が第五条（第二項から第四項までを除く。）の許可の基準に適合しないため第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を受ける資格を有しないと認められる者に該当する場合を除き、その認定を行い、クロスボウ射撃資格認定証を交付しなければならない。

2 第四条の二の規定は前項の認定を受けようとする者について、第五条の三第三項の規定は前項の規定によるクロスボウ射撃資格認定証の交付を受けた者について、第九条の五第三項の規定は前項の認定を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「第五条の四第一項ただし書に規定する者」とあるのは「第五条（第二項から第四項までを除く。）の許可の基準に適合しないため第四条第一項第一号の規定によるクロスボウ射撃資格を有する者」と、教習資格認定証」とあるのは「クロスボウ射撃資格認定証」と読み替えるものとする。

3 クロスボウ射撃指導員は、クロスボウ射撃資格者がクロスボウ射撃資格認定証を提示した場合でなければ、第四条第一項第五号の三の規定による許可を受けたクロスボウを使用させてはならない。（所持の態様についての制限）

第十一条 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、それぞれ当該許可に係る用途に供する場合を除いて、当該許可を受けて了る場合は、当該許可の基準に該当する場合を除いて、当該許可を受けた者は、運搬する場合においては、第二項各号のいずれかに該当する場合を除き、当該銃砲等に覆いをかぶせ、又は当該銃砲等を容器に入れなければならぬ。

2 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次の方号のいずれかに該当する場合においては、当該許可を受けた銃砲等を発射してはならない。

1 第四条第一項第一号の規定により狩猟又是有害鳥獣駆除の用途に供するため猟銃若しくは空氣銃又はクロスボウの所持の許可を受けた者が、当該用途（有害鳥獣駆除の用途について、一般有害鳥獣駆除の用途に限る。）に供するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定によりこれらを使用して鳥獣の捕獲等をする場合。ただし、許可に係る猟銃がライフル銃である場合

に適用するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定によりこれらを使用して鳥獣の捕獲等をする場合。ただし、許可に係る猟銃がライフル銃である場合

に適合しないため第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を受ける資格を有しないと認められる者に該当する場合を除き、その認定を行い、クロスボウ射撃資格認定証を交付しなければならない。

2 第四条の二の規定は前項の認定を受けようとする者について、第五条の三第三項の規定は前項の規定によるクロスボウ射撃資格認定証の交付を受けた者について、第九条の五第三項の規定は前項の認定を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「第五条の四第一項ただし書に規定する者」とあるのは「第五条（第二項から第四項までを除く。）の許可の基準に適合しないため第四条第一項第一号の規定によるクロスボウ射撃資格を有する者」と、教習資格認定証」とあるのは「クロスボウ射撃資格認定証」と読み替えるものとする。

3 第四条又は第六条の規定による銃砲等の所持の許可を受けた者は、当該許可を受けた銃砲等を発射する場合においては、あらかじめ周囲を確認する等により、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼさないよう注意しなければならない。

4 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、当該許可を受けた銃砲等を運搬する場合においては、第二項各号のいずれかに該当する場合を除き、当該銃砲等に覆いをかぶせ、又は当該銃砲等を容器に入れなければならぬ。

5 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、第二項各号のいずれかに該当する場合を除き、当該銃砲等に実包、空包若しくは金属性弾丸又は矢（以下「実包等」という。）を装填しておいてはならない。（射撃技能の維持向上）

第十一条 第二項の規定による狩猟の用途に供するため第四条第一項第一号の規定による空氣銃による狩猟の用途に供するため第四条第一項第一号の規定による空氣銃の所持の許可を受けた者として当該ライフル銃の所持の許可を受けた者にあつては、事業に対する被害を防止するために獣類の捕獲等をする必要がある場合に限る。

2 第四条第一項第一号の規定による空氣銃若しくは空氣銃の所持の許可を受けた者又は同項第四号若しくは第六条の規定による銃砲の所持の許可を受けた者が、指定射撃場、教習射撃場又は練習射撃場において、その指定射撃場、教習射撃場又は練習射撃場の指定に係る種類の銃砲で射撃をする場合

二の二 第四条第一項第一号又は第六条の規定によるクロスボウの所持の許可を受けた者が、クロスボウ射撃場において、当該許可に係る用途に供するため当該許可に係るクロスボウで射撃をする場合

三 前三号に掲げる場合のほか、第四条の規定による銃砲等の所持の許可を受けた者が、当該許可に係る用途（狩猟、一般有害鳥獣駆除及び標的射撃の用途を除く。）に供するため使用する場合

3 第四条又は第六条の規定による銃砲等の所持の許可を受けた者は、当該許可を受けた銃砲等を発射する場合においては、あらかじめ周囲を確認する等により、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼさないよう注意しなければならない。

4 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、当該許可を受けた銃砲等を運搬する場合においては、第二項各号のいずれかに該当する場合を除き、当該銃砲等に覆いをかぶせ、又は当該銃砲等を容器に入れなければならぬ。

5 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、第二項各号のいずれかに該当する場合を除き、当該銃砲等に実包、空包若しくは金属性弾丸又は矢（以下「実包等」という。）を装填しておいてはならない。

第十一条 第四条の二の規定による空氣銃の所持の許可を受けた者は、内閣府令で定める基準により保管の方法により行わなければならない。ただし、狩猟のため内閣府令で定める基準に適合する保管設備がない場合に宿泊する場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

（銃砲等及び実包等の保管）

第十一条の四 第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、次条、第十条の八又は第十条の八の二の規定により保管の方法により行わなければならない理由がある場合を除き、許可に係る銃砲等を許可に係る用途に供する場合は、この限りでない。

（銃砲等及び実包等の保管）

第十一条の五の二 第四条第一項第一号の規定による銃砲の所持の許可を受けた者は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、当該銃砲に適合する実包を製造し、譲り渡し、譲り受け、交付し、交付され、消費し、又は廃棄したときは、当該帳簿に内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。（報告徴収、立入検査等）

2 第十条の六 都道府県公安委員会は、第十条の四又は第十条の五の規定により銃砲等及び実包等を保管する者に対し、これらの規定による銃砲等及び実包等の保管の状況について必要な報告を求めることができる。

2 都道府県公安委員会は、第十条の四第一項の規定により保管する銃砲が獵銃である場合において、盜難の防止その他危害予防上当該獵銃又は当該獵銃に適合する実包の保管の状況を調査する必要があると認めるときは、その必要な限度において、警察職員に、当該獵銃又は当該獵銃に適合する実包の保管場所に立ち入り、保管設備、前条の帳簿その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 警察職員は、前項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨を関係者に通告しなければならない。

4 警察職員は、第二項の規定により立ち入ると認められたものと解してはならない。

5 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認めたものと解してはならない。

6 第九条の七第三項の規定は、第十条の四第一項の規定により銃砲を保管する者について準用する。この場合において、第九条の七第三項中「教習用備付け銃に係る保管の設備又は方法が前項の基準に適合していない」とあるのは、「第十条の四第一項の規定により銃砲を保管す

る者が同条第一項又は第三項の規定に違反して当該銃砲を保管している」と読み替えるものとする  
**(消音器等の所持の制限)**  
**第十条の七** 第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者は、許可に係る獣銃又は空氣銃を取り付けて使用することができる政令で定める消音器、弾倉又は替え銃身を所持してはならない。  
**(獣銃又は空氣銃の保管の委託)**

**第十条の八** 第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者（第十条の五第一項第一号に掲げ可を受けた者）は、武器等製造法の獣銃等販売事業者又は指定射撃場、教習射撃場若しくは練習射撃場を設置する者で、事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て委託を受けて獣銃又は空氣銃を保管することを業とするもの（以下「獣銃等保管業者」という。）に当該許可に係る獣銃又は空氣銃の保管を委託することができる。

**2** 第九条の七第一項から第四項までの規定は、獣銃等保管業者について準用する。この場合において、これらの規定中「教習用備付け銃」とあるのは、「第十条の八第一項の規定により委託を受けて保管する獣銃又は空氣銃」と読み替えるものとする。

**3** 都道府県公安委員会は、獣銃等保管業者が前項において準用する第九条の七第三項の規定による命令に応じなかつたときは、その者に対し、当該業務の廃止を命じ、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて当該業務の停止を命じる。但し、前項の届出に關し必要な細目は、内閣府令で定める。  
**(クロスボウの保管の委託)**  
**第十条の八の二** 第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者は、クロスボウ販売事業者はクロスボウ射撃指導員で、事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て委託を受けてクロスボウを保管することを業とするもの（以下「クロスボウ保管業者」という。）に当該許可に係るクロスボウの保管を委託することができる。

**5** 第一項及び前項の届出に關し必要な細目は、内閣府令で定める。  
**(クロスボウの保管の委託)**  
**第十条の八の二** 第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者は、クロスボウ販売事業者はクロスボウ射撃指導員で、事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て委託を受けてクロスボウを保管することを業とするもの（以下「クロスボウ保管業者」という。）に当該許可に係るクロスボウの保管を委託することができる。

2 第九条の七第二項から第四項までの規定は、クロスボウ保管業者について準用する。この場合において、これらの規定中「教習用備付け銃」とあるのは、「第十条の八の二第一項の規定により委託を受けて保管するクロスボウ」と読み替えるものとする。

**3** 都道府県公安委員会は、第四条第一項第二号による命令に応じなかつたときは、その者に對し、当該業務の廃止を命じ、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて当該業務の停止を命じる。但し、前項の届出に關し必要な細目は、内閣府令で定める。  
**(指示)**  
**第十条の九** 都道府県公安委員会は、第四条又は第六条の規定による許可を受けた者がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分又は火薬類取締法第五十条の二第一項の規定の適用を受ける火薬類について同法若しくはこれに基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分に違反した場合において、当該許可を受けた者が当該許可に係る銃砲等又は刀剣類について適正な取扱いを行つていないと認めるときは、その者に對し、危害予防上必要な措置を執るべきことを指示することができる。

**2** 都道府県公安委員会は、年少射撃資格者がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した場合において、その者が第三条第一項第四号の八の規定により所持することができる第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた者が引き続き三年以上当該許可に係る獣銃若しくは空氣銃又はクロスボウを当該許可に係る用途に供していないと認めるとときは、その許可を取り消すことができる。

**5** 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者が引き続き三年以上当該許可に係る獣銃若しくは空氣銃又はクロスボウを当該許可に係る用途に供していないと認めるとときは、その許可を取り消すことができる。

**6** 年少射撃資格者が第四条第一項第五号の二の規定による許可を受けた者が引き続き三年以上当該許可に係る獣銃若しくは空氣銃又はクロスボウを当該許可に係る用途に供していないと認めるとときは、その許可を取り消すことができる。

**10** 許可が取り消され、かつ、前二項の規定により銃砲等又は刀剣類が仮領置されている場合において、同居の親族等があるときは、当該同居の親族等）に対し当該銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、提出された銃砲等又は刀剣類を仮領置し、又は第十三条の三第一項の規定により既に保管している銃砲等若しくは刀剣類にあつてはこれを仮領置することができる。

**9** 都道府県公安委員会は、許可を取り消した場合においては、当該許可を受けていた者の所在が不明である場合において、同居の親族等があるときは、当該同居の親族等）に対し当該銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、提出された銃砲等又は刀剣類を仮領置し、又は第十三条の三第一項の規定により既に保管している銃砲等若しくは刀剣類にあつてはこれを仮領置することができる。

**11** 許可が取り消され、かつ、前二項の規定により銃砲等又は刀剣類が仮領置されている場合において、同居の親族等があるときは、当該同居の親族等）に対し当該銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、提出された銃砲等又は刀剣類を仮領置し、又は第十三条の三第一項の規定により既に保管している銃砲等若しくは刀剣類にあつてはこれを仮領置することができる。

**12** 第八条第九項及び第十項の規定は、第九項の規定により仮領置した銃砲等又は刀剣類を所持していた者に返還しなければならない。

指示を含む。) 又は第四条第一項の規定に基づき付された条件に違反した場合  
**二** 第五条第一項第二号、第六号、第十二号、第十三号又は第五号から第十八号までに該当するに至った場合  
**三** 第五条第一項第三号から第五号までのいずれかに該当するに至った場合  
**四** 第五条の二第二項第二号又は第三号に該当するに至った場合  
**五** 第五条の二第四項第一号イ又はロの規定に該当する者としてライフル銃の所持の許可を受けていた者が当該規定に該当しなくなつた場合  
**六** 第五条第一項第三号から第五号までのいずれかに該当するに至った場合  
**七** 第五条第一項第二号又は第三号に該当するに至った場合  
**八** 都道府県公安委員会は、第一項各号のいずれか又は第二項から第四項までの事由が発生した場合において、人の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため必要があると認めるときは、第二十七条第一項の規定の適用がある場合に基づく処分を命じ、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて当該業務の停止を命じる。ただし、当該クロスボウ射撃指導員がクロスボウ射撃資格者のした当該行為を防止するために相当の注意を怠らなかつたことが証明された場合は、この限りではない。

指導員の監督に従わないで当該許可に係るクロスボウを所持した場合には、都道府県公安委員会は、当該クロスボウ射撃指導員が同号の規定により受けた許可を取り消すことができる。ただし、当該クロスボウ射撃指導員がクロスボウ射撃資格者のした当該行為を防止するために相当の注意を怠らなかつたことが証明された場合は、この限りではない。

二 都道府県公安委員会は、第一項各号のいずれか又は第二項から第四項までの事由が発生した場合において、人の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため必要があると認めるときは、第二十七条第一項の規定の適用がある場合に基づく処分を命じ、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて当該業務の停止を命じる。ただし、当該クロスボウ射撃指導員がクロスボウ射撃資格者のした当該行為を防止するために相当の注意を怠らなかつたことが証明された場合は、この限りではない。

三 都道府県公安委員会は、第一項各号のいずれかに該当するに至った場合  
**四** 第五条の二第二項第二号又は第三号に該当するに至った場合  
**五** 第五条第一項第三号から第五号までのいずれかに該当するに至った場合  
**六** 第五条第一項第二号又は第三号に該当するに至った場合  
**七** 第五条第一項第二号又は第三号に該当するに至った場合  
**八** 都道府県公安委員会は、第一項各号のいずれか又は第二項から第四項までの事由が発生した場合において、人の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため必要があると認めるときは、第二十七条第一項の規定の適用がある場合に基づく処分を命じ、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて当該業務の停止を命じる。ただし、当該クロスボウ射撃指導員がクロスボウ射撃資格者のした当該行為を防止するために相当の注意を怠らなかつたことが証明された場合は、この限りではない。

剣類について準用する。この場合において、同条第九項中「第七項の規定により銃砲等又は刀剣類を仮領置した日」とあるのは「許可が取り消された日」と、「前項」とあるのは「第十項」と読み替えるものとする。

**第十一條の二** 都道府県公安委員会は、前条第八項の規定により拳銃の提出を命ずる場合において、第三条の二第一項第四号の規定により所持することができる当該拳銃に係る拳銃部品があるときは、当該拳銃部品についても提出を命じ、提出された拳銃部品を仮領置するものとする。

都道府県公安委員会は、前条第八項の規定により第十三条の三第一項の規定により既に保管している拳銃を仮領置する場合において、同条第三項の規定により既に当該拳銃に係る拳銃部品を保管しているときは、当該拳銃部品についても提出を命じ、提出された拳銃部品を保管するものとする。

都道府県公安委員会は、前条第八項の規定により第十三条の三第一項の規定により既に保管している拳銃を仮領置する場合において、同条第三項の規定により既に当該拳銃に係る拳銃部品を保管しているときは、当該拳銃部品についても提出を命じ、提出された拳銃部品を保管するものとする。

都道府県公安委員会は、前条第九項の規定により拳銃の提出を命ずる場合において、第三条の二第一項第四号の規定により所持することができた当該拳銃に係る拳銃部品があるときは、当該拳銃部品についても提出を命じ、提出された拳銃部品を仮領置するものとする。

拳銃の所持の許可が取り消され、かつ、当該拳銃に係る拳銃部品が仮領置されている場合において、当該許可が取り消された者から当該拳銃部品の売渡し、贈与、返還等を受けた者（武器等製造法の武器製造事業者以外の者）にあつては、当該拳銃部品に適合する拳銃について第四条又は第六条の規定による所持の許可を受けた者に限る。）が内閣府令で定める手続により返還の申請をしたときは、都道府県公安委員会は、当該拳銃部品をその者に返還するものとする。

第一項又は第二項の規定により拳銃部品を仮領置した場合において、許可が取り消されなかったときは、都道府県公安委員会は、これらの規定により仮領置した拳銃部品を速やかに当該拳銃部品を所持していた者に返還しなければならない。

第八条第九項及び第十項の規定は、第一項から第三項までの規定により仮領置した拳銃部品について準用する。この場合において、同条第九項中「第七項の規定により銃砲等又は刀剣類を仮領置した日」とあるのは「許可が取り消された日」と、「前項」とあるのは「第十一條の二第一項」と読み替えるものとする。

**第十二条の三** 都道府県公安委員会は、年少射撃資格者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合においては、当該年少射撃資格の認定を取り消さなければならない。

第五条第一項第二号、第六号、第十二号、第十三条号又は第十五号から第十八号までに該当するに至った場合

第五条第一項第三号から第五号までのいずれかに該当するに至った場合

第五条の二第二項第二号又は第三号に該当するに至った場合

**第十三条** 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による許可を受けた獣銃若しくは空気銃又はクロスボウを当該許可に係る用途に供しているかどうか、その他許可を受けた銃砲等又は刀剣類の所持が適正に行われているかどうかを調査する必要があると認めるときは、警察職員にあらかじめ日時及び場所を指定して、当該銃砲等又は刀剣類を所持する者に対し、当該銃砲等若しくは空気銃又はクロスボウを当該第一十条の五の二の帳簿を提示させ、質問し、又は当該銃砲等若しくは刀剣類の許可証若しくは当該帳簿を検査させることができる。この場合において、同号の規定による許可を受けた者に対する調査は、内閣府令で定めるところにより、当該帳簿若しくは空気銃又はクロスボウを当該用途に供しているかどうかについて必要な報告を求めることができる。

**第十四条** 都道府県の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する規則）は、政令で定める。

**第十二条の二** 都道府県公安委員会がそのあらかじめ指定する医師の診断に基づき第五条第一項第三号から第五号までのいずれかに該当すると認められた者について行う第十一條第一項又は第十三条の三第一項の規定による処分における審理は、公開により行わなければならない。（行政手続法の適用除外）

前項の通知を行政手続法第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。

第十二条の二 第一項から第七項まで又は前述の規定による処分に係る聴聞を行つて当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法（平成五年法律第八十九号）第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

**第十三条の二** 都道府県公安委員会は、第四条若しくは第六条の規定による許可を受けた者若しくは受けようとする者が第五条（第二項から第四項までを除く。）及び第五条の二（第一項及び第七項を除く。）の許可の基準に適合しているかどうか、又は年少射撃資格者若しくは年少射撃資格の認定を受けようとする者が第九条の十三第一項（第二号を除く。）の年少射撃資格の認定の基準に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、公務所、公私との団体その他の関係者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（調査を行う間における銃砲等又は刀剣類の保管）

都道府県公安委員会は、第一項及び前項の規定により拳銃及び当該拳銃に係る拳銃部品を保管した場合において、第二項の規定により当該拳銃を当該許可を受けている者に返還するときは、当該拳銃部品についてもその者に返還するものとする。

都道府県公安委員会は、第一項第四号の規定により所持することができる当該拳銃に係る拳銃部品があるときは、当該拳銃部品についても提出を命じ、提出された拳銃部品を保管するものとする。

都道府県公安委員会は、第一項の規定により拳銃の提出を命ずる場合において、第三条の二第一項第四号の規定により所持することができる当該拳銃に係る拳銃部品があるときは、当該拳銃部品についても提出を命じ、提出された拳銃部品を保管するものとする。

都道府県公安委員会の間の連絡（登録）

第四条の四 第四条の四第一項の規定による銃砲等又は刀剣類の確認並びに許可証又は年少射撃資格認定証の書換え、再交付及び返納に関する都道府県公安委員会の間の連絡について

**第十三条の三** 都道府県公安委員会は、第四条又は第六条の規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者が、人に暴行を加え、又はみだりに動物の殺傷その他の物の損壊をする行為をし、かつ、その者のこれらの方の行為その他の異常又は粗暴な言動から判断して、その者が第五条第一項第三号から第五号まで又は第十八号に該当する疑いがあると認められる場合においては、その者（その者の所在が不明である場合において、同居の親族等があるときは、当該同居の親族等）に対し当該銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、当該調査を行う間、提出された銃砲等又は刀剣類を保管することができる。

都道府県公安委員会は、前項の規定により銃砲等又は刀剣類を保管した場合において、当該銃砲等又は刀剣類を保管した日から起算して三十日が経過したとき（当該期間が経過する前に第十二条の二第二項第三号から第五号まで又は第十八号に該当しないことが明らかとなつたときは、当該銃砲等又は刀剣類を速やかにその者に返還しなければならない。当該銃砲等又は刀剣類を保管したときを除く。）も、同様とする。

都道府県公安委員会は、第一項の規定により拳銃の提出を命ずる場合において、第三条の二第一項第四号の規定により所持することができる当該拳銃に係る拳銃部品があるときは、当該拳銃部品についても提出を命じ、提出された拳銃部品を保管するものとする。

都道府県公安委員会は、第一項の規定により拳銃の提出を命ずる場合において、第三条の二第一項第四号の規定により所持することができる当該拳銃に係る拳銃部品があるときは、当該拳銃部品についても提出を命じ、提出された拳銃部品を保管するものとする。

都道府県公安委員会の間の連絡（登録）

第三章 古式銃砲及び刀剣類の登録並びに刀剣類の製作の承認

る事務を管理し、及び執行することとされた都道府県にあつては、当該都道府県の知事。以下同じ。)は、美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の登録をするものとする。

銃砲又は刀剣類の所有者(所有者が明らかでない場合には、現に所持する者。以下同じ。)で前項の登録を受けようとするものは、文部科学省令で定める手続により、その住所の所在する都道府県の教育委員会に登録の申請をしなければならない。

第1項の登録は、登録審査委員の鑑定に基いてしなければならない。

都道府県の教育委員会は、第一項の規定による登録をした場合には、速やかにその旨を登録を受けた銃砲又は刀剣類の所有者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知しなければならない。

第1項の登録の方法、第三項の登録審査委員の任命及び職務、同項の鑑定の基準及び手続その他登録に関し必要な細目は、文部科学省令で定める。

## (登録証)

都道府県の教育委員会は、前条第一項の登録をする場合においては、登録証を交付しなければならない。

登録を受けた銃砲又は刀剣類を所持する者は、登録証を亡失し、若しくは盗み取られ、又は登録証を滅失した場合においては、文部科学省令で定める手続により、速やかにその旨を当該登録の事務を行つた都道府県の教育委員会に届け出てその再交付を受けなければならない。

(登録証の返納)

第16条 登録を受けた銃砲又は刀剣類を所持する者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合においては、速やかに登録証(第三号の場合にあつては、回復した登録証)を当該登録の事務を行つた都道府県の教育委員会に返納しなければならない。

当該銃砲又は刀剣類を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれらが滅失した場合

二 本邦から輸出したため当該銃砲又は刀剣類を所持しないこととなつた場合

三 亡失し、又は盗み取られた登録証を回復した場合

二 都道府県の教育委員会は、前項第一号又は第二号の規定により登録証の返納を受けた場合には、速やかにその旨を登録証を返納した者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知しなければならない。

所持の態様についての制限

第17条 登録を受けた銃砲又は刀剣類を譲り受け、若しくは相続により取得し、又はこれらの貸付け若しくは保管の委託をした者は、文部科学省令で定める手続により、二十日以内にその旨を当該登録の事務を行つた都道府県の教育委員会に届け出なければならぬ。貸付け又は保管の委託をした当該銃砲又は刀剣類の返還を受けた場合においても、また同様とする。

登録を受けた銃砲又は刀剣類を試験、研究、研磨若しくは修理のため、又は公衆の観覽に供するため貸し付け、又は保管の委託をした場合においては、前項の規定にかかわらず、届出を要しない。

第18条 登録を受けた銃砲又は刀剣類を譲り渡し、貸し付け、若しくはこれらを保管を委託し、又はこれらを他人をして運送させる者は、当該銃砲又は刀剣類の登録証とともにしなければならない。

登録を受けた銃砲又は刀剣類を譲り受け、借り受け、又はこれらの保管の委託を受ける者は、当該銃砲又は刀剣類の登録証とともにしなければならない。

何人も、当該銃砲又は刀剣類とともにする場合を除いては、登録証を譲り渡し、又は譲り受けた場合は、当該銃砲又は刀剣類の登録証とともにしなければならない。

(刀剣類の製作の承認)

第19条 及び第20条 削除

(所持の態様についての制限)

第21条 第十条(第二項各号を除く。)の規定は、第十四条の規定による登録を受けた銃砲又は刀剣類を所持する者について準用する。この場合において、第十条第一項中「それぞれ当該許可に係る用途に供する場合その他正当な理由」とあるのは「正当な理由」と、同条第二項中「次の各号のいずれかに該当する」とあるのは「正当な理由に基づいて使用する」と、同条第四項及び第五項中「第二項各号のいずれかに該当する」とあるのは「使用する」と読み替えるものとする。

第四章 雜則

(譲渡の制限)

第21条の二 武器等製造法の武器製造事業者、獵銃等製造事業者若しくは獵銃等販売事業者又は捕鯨用標識銃等製造事業者、捕鯨用標識銃等販売事業者、クロスボウ製造事業者若しくはクロスボウ販売事業者は、第三条の七の規定により譲渡しが禁止される場合のほか、この法律の規定により銃砲等又は刀剣類を所持することができる者以外の者に銃砲等又は刀剣類が譲り渡されることを防止するため必要なものとして内閣府令で定める方法により、譲受人が第三条第一項第二号の一、第四号の六、第四号の七、第八号、第十二号若しくは第十四号に該当することを確認し又は譲受人から第七条第一項の許可証の提示を受けた場合でなければ、銃砲等又は刀剣類(第三条第一項第六号に掲げるものを除く。)を譲り渡してはならない。

第四条若しくは第六条の規定による許可を受けた者、第八条第六項の措置を執らなければならぬ者又は教習射撃場若しくは練習射撃場を設置する者は、第三条の七の規定により譲渡し又は貸付けが禁止される場合のほか、この法律の規定により銃砲等又は刀剣類を所持することができる者以外の者に銃砲等又は刀剣類が譲り渡され、又は貸し付けられることを防止するため必要なものとして内閣府令で定める方法により、譲受人若しくは借受人が第三条第一項第二

号の二、第四号の六、第四号の七、第八号、第十二号若しくは第十四号に該当することを確認し又は譲受人若しくは借受人から第七条第一項の許可証の提示を受けた場合でなければ、当該銃砲等又は刀剣類を譲り渡し、又は貸し付けてはならない。

第22条の二 何人も、模造拳銃(金属で作られ、かつ、拳銃に著しく類似する形態を有する物で内閣府令で定めるものをいう。以下この項

において同じ。)を所持してはならない。ただし、事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て輸出のための模造拳銃の製造又は輸出を業とする者(使用人を含む)が、その製造又は輸出に係るものを業務のため所持する場合は、この限りでない。

前項ただし書の届出に關し必要な細目は、内閣府令で定める。

### (販売目的の模擬銃器の所持の禁止)

**第二十二条の三** 何人も、販売の目的で、模擬銃器(金属で作られ、かつ、拳銃、小銃、機関銃又は猟銃に類似する形態及び撃発装置に相当する装置を有する物で、銃砲に改造することが著しく困難なものとして内閣府令で定めるもの以外のものをいう。次項において同じ。)を所持してはならない。

前条第一項ただし書及び第二項の規定は、模擬銃器の所持について準用する。

### (模造刀剣類の携帯の禁止)

**第二十二条の四** 何人も、業務その他正當な理由による場合を除いては、模造刀剣類(金属で作られ、かつ、刀剣類に著しく類似する形態を有する物で内閣府令で定めるものをいう。)を携帯してはならない。

(発見及び拾得の届出)

### (第二十三条の二 銃砲等又は刀剣類を発見し、又は拾得した者は、速やかにその旨を最寄りの警察署に届け出なければならない。)(事故届)

第四条若しくは第六条の規定による許可を受けた者又は第十四条の規定による登録を受けた銃砲若しくは刀剣類を所持する者は、当該許可又は登録に係る銃砲等又は刀剣類を亡失し、又は盗み取られた場合においては、直ちにその旨を警察官に届け出なければならない。

(許可証、年少射撃資格認定証及び登録証の携帯等)

**第二十四条** 銃砲等又は刀剣類を携帯し、又は運搬する者は、当該銃砲等又は刀剣類に係る許可証、年少射撃資格認定証又は登録証を常に携帯していなければならない。

警察官は、前項の規定の履行を確保するため、銃砲等又は刀剣類を携帯し、又は運搬する者に許可証、年少射撃資格認定証又は登録証の提示を求めることができる。

3 警察官は、前項の規定により許可証、年少射撃資格認定証又は登録証の提示を求める場合に

おいては、その身分を示す証明書を携帯し、これを提示しなければならない。

### (銃砲刀剣類等の一時保管等)

**第二十四条の二** 警察官は、銃砲刀剣類等を携帯し、又は運搬していると疑うに足りる相当な理由のある者が、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して他人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、銃砲刀剣類等であると疑われる物を提示され、又はそれが隠されていると疑われる物を開示させて調べることができる。

2 警察官は、銃砲刀剣類等を携帯し、又は運搬しては、銃砲刀剣類等であると疑われる物を提示され、又はそれが隠されていると疑われる物を開示させて調べることができる。

3 前条第三項の規定は、警察官が前二項の規定により職務を行う場合について準用する。

4 第一項及び第二項に規定する警察官の権限は、銃砲刀剣類等による危害を予防するため必要な最小の限度において用いるべきであつて、いやしくもその乱用にわたるようなことがあつてはならない。

5 警察官は、第二項の規定により一時保管した場合においては、速やかに、その一時保管に係る銃砲刀剣類等を一時保管した場所を管轄する警察署長(以下この条において「所轄警察署長」という)に引き継がなければならない。

6 この場合において、所轄警察署長は、当該銃砲刀剣類等を一時保管しなければならない。

7 所轄警察署長は、第一項の規定により警察官が一時保管を始めた日から起算して五日以内に届け出なればならない。

8 第八条第九項及び第十項の規定は、前項の銃砲等若しくは刀剣類又は準空気銃について準用する。この場合において、同条第九項中「第七項の規定により銃砲等又は刀剣類を返還した日から起算して六月以内に前項の規定による返還の申請がない場合においては、当該返還置した銃砲等又は刀剣類」とあるのは、「第二十四条の二第七項の銃砲等若しくは刀剣類又は準空氣銃」と読み替えるものとする。

9 所轄警察署長は、第六項本文に規定する者の所在が明らかでないため、第二項の規定により警察官が一時保管を始めた日から起算して五日を経過しても当該銃砲刀剣類等を返還することができない場合においては、内閣府令で定める事項を公告しなければならない。

10 前項の規定による公告の日から起算して六月を経過してもなお当該銃砲刀剣類等を返還することができない場合においては、その銃砲刀剣類等の所有権は、政令で定める区分に従い、国又は都道府県に帰属する。

11 第六項から前項までに規定するもののか、第二項及び第五項の一時保管に関する必要な事項は、内閣府令で定める。

12 (本邦に上陸しようとする者の所持する銃砲等又は刀剣類の仮領置)

13 第二十五条銃砲等又は刀剣類を所持している者が本邦に上陸しようとする場合においては、上陸地を管轄する警察署長は、内閣府令で定める手続により、当該銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、提出された銃砲等又は刀剣類を仮領置するものとする。ただし、その者が第三条第一項各号のいずれかに該当して当該銃砲等又は刀剣類を所持することができる場合においては、内閣府令で定める手続により当該銃砲等又は刀剣類を仮領置するものとする。

14 その他のやむを得ない事情により当該期間内に前二項に規定する措置を執ることができない場合において、内閣府令で定める手続により当該銃砲等又は刀剣類を保管する警察署長の承認を受けたときは、当該やむを得ない事情がなくなるまでの期間)以内に当該銃砲等又は刀剣類の返還を受けない場合においては、その所有権は、國に帰属する。

15 前各項に規定するもののか、第一項の規定により仮領置した銃砲等又は刀剣類の取扱いに關し必要な細目は、内閣府令で定める。

16 (授受、運搬及び携帯の禁止又は制限)

17 第二十六条 災害、騒乱その他の地方の静穏を害するおそれのある事態に際し、第四条若しくは第六条の規定による許可又は第十四条の規定による登録を受けた銃砲等又は刀剣類の授受、運搬又は携帯が公共の秩序を維持する上に直接危害を及ぼすと明らかに認められる場合においては、都道府県公安委員会は、一定の公告式によ

である場合(当該銃砲等又は刀剣類が、本人以外の者の所有に係り、かつ、その者が第二十七条第二項各号のいずれかに該当する場合を除く)においては、前項の規定にかかるわらず、これを返還しないものとする。

18 第八条第九項及び第十項の規定は、前項の銃砲等若しくは刀剣類又は準空気銃について準用する。この場合において、同条第九項中「第七項の規定により銃砲等又は刀剣類を返還した日から起算して六月以内に前項の規定による返還の申請がない場合においては、当該返還置した銃砲等又は刀剣類」とあるのは、「第二十四条の二第七項の銃砲等若しくは刀剣類又は準空氣銃」と読み替えるものとする。

19 第二項の規定により仮領置した警察署長は、当該銃砲等又は刀剣類を所持していた者から次の各号のいずれかに該当する旨の申出があつた場合においては、当該仮領置した銃砲等又は刀剣類を返還しなければならない。

20 第四条又は第六条の規定による許可を受けた場合

21 第二十四条の規定による登録を受けようとする場合

22 本邦から出国するため当該銃砲等又は刀剣類を本邦外に持ち出そうとする場合

23 前号に掲げる場合のほか、当該銃砲等又は刀剣類を本邦外に積み出そうとする場合

24 第一項の規定により銃砲等又は刀剣類が仮領置されている場合において、当該銃砲等又は刀剣類を本邦外に売渡し、贈与、返還等を受けて当該銃砲等又は刀剣類について所持の許可を受けた者が内閣府令で定める手続により返還の申請をしたときは、同項又は第二項の規定により仮領置した警察署長は、当該銃砲等又は刀剣類をその者に返還するものとする。

25 銃砲等又は刀剣類を所持していた者又はその者から当該銃砲等若しくは刀剣類の売渡し、贈与、返還等を受けた者が第一項の規定による仮領置の日から起算して六月(船舶の出港の遅延等を受けて当該銃砲等又は刀剣類について所持の許可を受けた者が内閣府令で定める手続により返還の申請をしたときは、同項又は第二項の規定により仮領置した警察署長は、当該銃砲等又は刀剣類をその者に返還するものとする。

26 銃砲等又は刀剣類を所持するものとのする。その他のやむを得ない事情により当該期間内に前二項に規定する措置を執ることができない場合において、内閣府令で定める手続により当該銃砲等又は刀剣類を保管する警察署長の承認を受けたときは、当該やむを得ない事情がなくなるまでの期間)以内に当該銃砲等又は刀剣類の返還を受けない場合においては、その所有権は、國に帰属する。

27 前各項に規定するもののか、第一項の規定により仮領置した銃砲等又は刀剣類の取扱いに關し必要な細目は、内閣府令で定める。

28 (授受、運搬及び携帯の禁止又は制限)

29 第二十六条 災害、騒乱その他の地方の静穏を害するおそれのある事態に際し、第四条若しくは第六条の規定による許可又は第十四条の規定による登録を受けた銃砲等又は刀剣類の授受、運搬又は携帯が公共の秩序を維持する上に直接危

30 前二項の規定により仮領置した警察署長は、当該仮領置した銃砲等又は刀剣類を所持していた者から次の各号のいずれかに該当する旨の申出があつた場合においては、当該仮領置した銃砲等又は刀剣類を返還しなければならない。

31 第四条又は第六条の規定による許可を受けた場合

32 前号に掲げる場合のほか、当該仮領置した警察署長は、当該仮領置した銃砲等又は刀剣類を本邦外に持ち出そうとする場合

33 本邦から出国するため当該仮領置した銃砲等又は刀剣類を本邦外に積み出そうとする場合

34 第一項の規定により銃砲等又は刀剣類が仮領置されている場合において、当該仮領置した銃砲等又は刀剣類を本邦外に売渡し、贈与、返還等を受けて当該仮領置した銃砲等又は刀剣類について所持の許可を受けた者が内閣府令で定める手続により返還の申請をしたときは、同項又は第二項の規定により仮領置した警察署長は、当該仮領置した銃砲等又は刀剣類をその者に返還するものとする。

35 銃砲等又は刀剣類を所持するものとのする。その他のやむを得ない事情により当該期間内に前二項に規定する措置を執ることができない場合において、内閣府令で定める手続により当該銃砲等又は刀剣類を保管する警察署長の承認を受けたときは、当該やむを得ない事情がなくなるまでの期間)以内に当該銃砲等又は刀剣類の返還を受けない場合においては、その所有権は、國に帰属する。

36 前各項に規定するもののか、第一項の規定により仮領置した銃砲等又は刀剣類の取扱いに關し必要な細目は、内閣府令で定める。

37 (授受、運搬及び携帯の禁止又は制限)

38 第二十六条 災害、騒乱その他の地方の静穏を害するおそれのある事態に際し、第四条若しくは第六条の規定による許可又は第十四条の規定による登録を受けた銃砲等又は刀剣類の授受、運搬又は携帯が公共の秩序を維持する上に直接危

る告示をもつて、地域及び期間を定め、これらの行為を禁止し、又は制限することができる。  
 2 都道府県公安委員会は、前項の規定により告示をした場合においては、内閣府令で定める手続により、同項の告示された地域内において所持する者の所持に係る同項に規定する銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、提出された銃砲等又は刀剣類を仮領置することができる。  
 都道府県公安委員会が第一項の規定により告示については、その告示をした日から起算して七日以内に当該都道府県の議会の承認を得なければならぬ。ただし、議会が解散されいる場合においては、その後最初に招集される議会において速やかにその承認を得なければならぬ。  
 4 前項の場合において、同項の規定による承認が得られなかつたとき、又は不承認の議決があつたときは、その告示は、将来に向つてその効力を失う。  
 5 第一項の規定により告示した期間が満了した場合又は告示が効力を失つた場合においては、都道府県公安委員会は、速やかに仮領置した銃砲等又は刀剣類を返還しなければならない。(提出を命じた銃砲等又は刀剣類の売却等)

第二十七条 銃砲等又は刀剣類で次の各号のいずれかに該するものについては、裁判により没收する場合を除くほか、都道府県公安委員会は、内閣府令で定める手続により、その提出を命ずることができる。  
 第二十七条 銃砲等又は刀剣類で次の各号のいずれかに該するものについては、裁決により没收する場合を除くほか、都道府県公安委員会は、内閣府令で定める手続により、その提出を命ずることができる。  
 二 第三条第一項又は第十条第一項(第二十一条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に違反した者が所持する当該違反に係るもの  
 二 偽りの方法により第四条又は第六条の規定による許可を受けた者が所持する当該許可に係るもの  
 三 偽りの方法により第十四条の規定による登録を受けた銃砲若しくは刀剣類の所有者又は当該登録があつた後情を知つて所有者からこれを取得した者が所持する当該登録に係るもの  
 2 前項第一号及び第二号の規定は、当該各号に掲げる銃砲等又は刀剣類が、当該各号に掲げる者のいすれかに該当する場合においては、適用しない。  
 1 第三条第一項若しくは第十条第一項の規定に違反すること又は偽りの方法により許可を受けた場合は、  
 八の二第二項において準用する第九条の七第二

2 行為を禁止し、又は制限することができる。  
 2 都道府県公安委員会は、前項の規定により告示をした場合においては、内閣府令で定める手続により、同項の告示された地域内において所持する者の所持に係る同項に規定する銃砲等又は刀剣類を提出を命じ、提出された銃砲等又は刀剣類を仮領置することができる。  
 都道府県公安委員会が第一項の規定により告示について、その告示をした日から起算して七日以内に当該都道府県の議会の承認を得なければならぬ。ただし、議会が解散されいる場合においては、その後最初に招集される議会において速やかにその承認を得なければならぬ。  
 4 前項の場合において、同項の規定による承認が得られなかつたとき、又は不承認の議決があつたときは、その告示は、将来に向つてその効力を失う。  
 5 第一項の規定により告示した期間が満了した場合又は告示が効力を失つた場合においては、都道府県公安委員会は、速やかに仮領置した銃砲等又は刀剣類を返還しなければならない。

第二十七条 都道府県公安委員会は、この法律を施行するため必要があると認めるとときは、指定射撃場、教習射撃場若しくは練習射撃場の設置者等又は猟銃等保管業者若しくはクロスボウ保管業者に対し、当該業務に関する報告を求めることができる。  
 第二十七条 都道府県公安委員会は、指定射撃場、教習射撃場若しくは練習射撃場について、第九条の二第一項、第九条の四第一項各号若しくは第九条の九第一項第一号の内閣府令で定める手続により所持することができる銃砲等(火縄式銃砲等の古式銃砲を除く。)を管理する責任を有する者(以下この条において「銃砲等の管理責任者」という。)は、内閣府令で定める手続により、その管理する銃砲等に関する記録票を作成し、かつ、保存しなければならない。  
 2 銃砲等の管理責任者は、内閣府令で定める手続により、その管理する銃砲等の種別、名称、型及び番号を国家公安委員会に通知しなければならない。  
 (獵銃安全指導委員)  
 第二十八条 都道府県公安委員会は、繼續して十年以上第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けている者であつて次に掲げる要件を満たしているもののうちから、獵銃安全指導委員を委嘱することができる。  
 1 人格及び行動について、社会的信望を有すること。  
 2 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。  
 3 生活が安定していること。  
 四 健康で活動力を有すること。

第二十九条 獵銃安全指導委員は、名譽職とする。  
 2 都道府県公安委員会は、獵銃安全指導委員に対する研修を行つたとき。  
 3 都道府県公安委員会は、獵銃安全指導委員が次に掲げる職務を適正に行つたとき。  
 4 獵銃安全指導委員又は獵銃安全指導委員であつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。  
 5 獵銃安全指導委員は、名譽職とする。  
 6 都道府県公安委員会は、獵銃安全指導委員に対し、その職務の遂行に必要な研修を行うものとする。  
 7 都道府県公安委員会は、獵銃安全指導委員が次に掲げる職務を適正に行つたとき。  
 8 前各項に定めるもののほか、獵銃安全指導委員に關し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。  
 (都道府県公安委員会に対する申出)

第二十九条 何人も、同居する者若しくは付近に居住する者又は勤務先が同じである者で銃砲等又は刀剣類を所持するものが、その言動その他的事情から當該銃砲等又は刀剣類により他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあると思料するときは、都道府県公安委員会に対し、その旨を申し出ることができる。  
 都道府県公安委員会は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、当該申

受けることをあらかじめ知らないで、これら

の事実の生じた時から引き続いて当該銃砲等又は刀剣類を所有していると認められる場合

及び使用による危害を防止するために必要な方法により当該クロスボウを保管しているかどうかを調査する必要があると認めるときは、警察職員に立ち入り、検査させ、又は関係者に質問させることができる。

二 警察職員が第十三条の規定により行う獵銃の検査に關し、銃身長の測定その他の技術的事項についての協力を行うこと。

三 獵銃の所持及び使用による危害を防止するための民間団体の活動への協力を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、獵銃の所持及び使用による危害を防止するための活動で国

家公安委員会規則で定めるものを行うこと。

五 前項に掲げる職務を適正に行つたために必要な限度において、獵銃安全指導委員に対し、同項第一号に規定する者に係る第四条の二第一項第一号から第三号までに掲げる情報を提供すること

ができる。

出の内容が事実であると認めるときは、適当な措置を執らなければならない。

(審査請求の制限)

**第二十九条の二** 都道府県の教育委員会が第十四条第一項の規定によつてした処分及び都道府県公安委員会が第二十六条第二項の規定によつてした処分については、審査請求をすることができない。

(権限の委任)

**第三十条** この法律又はこれに基づく政令の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。

(経過措置)

**第三十一条の二** この法律の規定に基づき政令、内閣府令又は国家公安委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関するもの)を定めることができる。

**第三十一条の三** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關する必要な事項(古式銃砲及び刀剣類の登録並びに刀剣類の製作の承認に関するものを除く。)は、内閣府令で定める。

## 第五章 罰則

**第三十二条** 第三条の十三の規定に違反したときは、前項の十一第一項第三号に該当する場合を除く。は、当該違反行為をした者は、無期又は三年以上の有期懲役に処する。

**第三十三条** 第三条の十三の規定に違反したときは、前項の十一第一項第三号に該当する場合を除く。が、団体(共同の目的を有する多数人の継続的結合体であつて、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織(指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従つて構成員が一体として行動する人の結合体をいう。以下この項及び第三十一条の三第三項において同じ。)により反復して行われるもの)をいう。以下この条において同じ。の活動(団体の意思決定に基づく行為をした者は、無期若しくは五年以

上の有期懲役又は無期若しくは五年以上の有期懲役及び三千万円以下の罰金に処する。

一 第一項前段 一年以上十五年以下の懲役又は一年以上十五年以下の懲役及び五百万円以下

は、五年以下の懲役又は二百萬円以下の罰金に處する。

2 嘗利の目的で前項の違反行為をした者は、七

年以下の懲役又は七年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

二 第一項後段 一年以上の有期懲役又は一年以上の有期懲役及び七百万円以下の罰金以下

の懲役又は八年以下の懲役及び一百万円以下の罰金に処する。

三 前項(第一号に係る部分に限る。)五年以

上の有期懲役又は五年以上の有期懲役及び三

千万円以下の罰金以下

の懲役又は五年以下の懲役及び一百万円以下の罰金に処する。

四 第三十一条第三項に規定する目的で、前項各号に掲げる規定の違反行為をした者も、同項と同様とする。

**第三十二条の二** 第三条の四の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、三年以上の有期懲役に処する。

2 嘗利の目的で前項の違反行為をした者は、無期若しくは五年以上の有期懲役又は無期若しくは五年以上の有期懲役及び三千万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

**第三十二条の三** 第三条第一項の規定に違反して拳銃等を所持し、又は人の生命、身体若しくは財産を害する目的で同項の規定に違反して銃砲等(拳銃等を除く。以下この項、第三十一条の五及び第三十一条の六において同じ。)を所持したときは、当該違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処する。この場合において、当該拳銃等及び銃砲等の合計数が二以上であるときは、一年以上十五年以下の懲役に処する。

2 嘗利の目的で前項の違反行為をした者は、三年以上の有期懲役又は三年以上の有期懲役及び一千円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

**第三十二条の四** 第三条の七又は第三条の十の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 嘗利の目的で前項の違反行為をした者は、三年以上の有期懲役又は三年以上の有期懲役及び一千円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

**第三十二条の五** 第三条第一項の規定に違反して拳銃等を所持し、又は人の生命、身体若しくは財産を害する目的で同項の規定に違反して銃砲等(拳銃等を除く。以下この項、第三十一条の五及び第三十一条の六において同じ。)を所持したときは、当該違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処する。この場合において、当該拳銃等及び銃砲等の合計数が二以上であるときは、一年以上十五年以下の懲役に処する。

2 嘗利の目的で前項の違反行為をした者は、三年以上の有期懲役又は三年以上の有期懲役及び一千円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

**第三十二条の六** 偽りの方法により拳銃等又は銃砲等の所持について第四条又は第六条の規定による許可を受けたとき(銃砲等の所持について許可を受けた場合は、人の生命、身体又は財産を害する目的で当該銃砲等を所持するため許可を受けたとき)は、当該違反行為をした者は、十年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 嘗利の目的で前項の違反行為をした者は、十年以下の懲役又は十年以下の懲役及び五百万元以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

**第三十二条の七** 第三条の六の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、七年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 嘗利の目的で前項の違反行為をした者は、十年以下の懲役又は十年以下の懲役及び五百万元以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

**第三十二条の八** 第三条の三第一項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は二百萬円以下の罰金に処する。

2 嘗利の目的で前項の違反行為をした者は、五年以下の懲役又は五年以下の懲役及び五百万元以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

**第三十二条の九** 第三条の九又は第三条の十二の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、

が、団体の活動として、当該違反行為を実行するための組織により行われたときは、当該違反行為をした者は、当該各号に定める刑に処する。

は、五年以下の懲役又は二百萬円以下の罰金に処する。

2 嘗利の目的でその予備をしたときは、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は五百万元以下の罰金に処する。ただし、実行に着

手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

**第三十一条の十三** 情を知つて第三十一条の二第一項又は第二項の罪に当たる行為に要する資金、艦船又は航空機（以下この条において「資金等」という。）を提供したときは、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、当該資金等に係る同条第一項又は第二項の罪が実行に着手されたる前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

**第三十一条の十四** 第三十一条の二第三項及び前二条の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

**第三十一条の十五** 第三十一条の七及び第三条の十の規定により禁止される拳銃等の譲渡しと譲受け又は貸付けと借受けの周旋をしたときは、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は三年以下の懲役及び百万円以下の罰金に処する。

**第三十一条の十六** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十一条第一項の規定に違反して銃砲等（拳銃等及び猟銃を除く。第四号及び第三項において同じ。）又は刀剣類を所持したとき（第三十一条の三第一項に該当する場合を除く。）

二 第三十一条の一第一項の規定に違反したとき。

三 第三十一条の八又は第三条の十一の規定に違反したとき。

四 偽りの方法により銃砲等又は刀剣類の所持について第四条又は第六条の規定による許可を受けたとき（第三十一条の六に該当する場合を除く。）。

五 偽りの方法により第十四条の規定による登録を受けたとき。

前項第三号の未遂罪は、罰する。

**第三十一条の十七** 第三十一条の二第一項又は第二項の罪を犯す意思をもつて、拳銃等として交付を受けた物品又は拳銃等として取得した物品を輸入した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2

**第三十二条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十一条の三の罪を犯す意思をもつて、拳銃等として交付を受けた物品又は拳銃等として取得した物品を所持したとき。

二 第三十一条の四第一項又は第二項の罪を犯す意思をもつて、物品を拳銃等として譲り渡し、又は譲り受け、若しくは貸し付け、又は譲り受け、若しくは借り受けたとき。

三 第三十一条の七第一項又は第二項の罪を犯す意思をもつて、拳銃実包として交付を受けた物品又は拳銃実包として取得した物品を輸入したとき。

4

**第三十三条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第三十一条の八の罪を犯す意思をもつて、拳銃実包として交付を受けた物品又は拳銃実包として取得した物品を所持したとき。

二 第三十一条の九第一項又は第二項の罪を犯す意思をもつて、拳銃部品として交付を受けた物品又は拳銃部品として取得した物品を輸入したとき。

三 第三十一条の十一第一項第二号の罪を犯す意思をもつて、拳銃部品として交付を受けた物品又は拳銃部品として取得した物品を輸入したとき。

5

**第三十四条** 第三十一条の三第一項、第二十六条第一項の規定による禁止又は制限に違反したとき。

6

**第三十五条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項第二号の罪を犯す意思をもつて、拳銃部品として交付を受けた物品又は拳銃部品として取得した物品を所持したとき。

二 前条第一項第三号の罪を犯す意思をもつて、物品を拳銃部品として譲り渡し、若しくは譲り受けたとき。

三 第三十一条の十六から前条までの罪を犯した者には、情状により、各本条の懲役及び罰金を併科することができる。

**第三十六条** 第三十一条の六、第三十二条の八、第三十五条の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

7

**第三十七条** 第四十一条の二（第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項、第九条の十第三項及び第九条の十六第二項において準用する場合を含む。）の許可申請書若しくは添付書類又は第九条の十三第一項の認定申請書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出したとき。

2

**第三十八条** 第三十一条の九及び第三条の十二の規定により禁止される拳銃実包の譲渡しと譲受けの周旋をしたときは、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第三十九条** 第十一条第二項（第二十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反して銃砲等を発射した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第四十条** 第三十一条の二第一項又は第二項の罪を犯す意思をもつて、拳銃等として交付を受けた物品又は拳銃等として取得した物品を輸入した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第四十一条** 第三十一条の二第一項又は第二項の罪を犯す意思をもつて、拳銃等として交付を受けた物品又は拳銃等として取得した物品を所持した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第四十二条** 第三十一条の二第一項又は第二項の罪を犯す意思をもつて、拳銃等として交付を受けた物品又は拳銃等として取得した物品を譲り渡し、若しくは譲り受けた者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第四十三条** 第三十一条の二第一項又は第二項の罪を犯す意思をもつて、拳銃部品として交付を受けた物品又は拳銃部品として取得した物品を輸入した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第四十四条** 第三十一条の二第一項又は第二項の罪を犯す意思をもつて、拳銃部品として交付を受けた物品又は拳銃部品として取得した物品を所持した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第四十五条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第四条の二（第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項、第九条の十第三項及び第九条の十六第二項において準用する場合を含む。）の許可申請書若しくは添付書類又は第九条の十三第一項の認定申請書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出したとき。

2

**第四十六条** 第四十一条の二第一項、第七条第二項（第九条の十三第三項において準用する場合を含む。）、第八条第二項（第九条の十五第二項において準用する場合を含む。）、第三項、第四項の規定により警察職員が行う検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

3

**第四十七条** 第十三条前段の規定により警察職員が行う検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

2

**第四十八条** 第十一条の二第一項（第二十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第四十九条** 第十一条第一項（第二十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第五十条** 第二十二条の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

条の五の二の帳簿の提示の要求若しくは検査又は第二十四条第二項の規定により警察官が行う許可証、年少射撃資格認定証若しくは登録証の提示の要求を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

八 第十三条後段又は第二十七条の二第一項の規定による報告の要求に応ぜず、又は虚偽の報告をしたとき。

第三十六条 第三十二条第三号に規定する犯罪に係る銃砲又は刀劍類で当該犯人が所有し、又は占有するものは、没収することができる。ただし、犯罪の後犯人以外の者が情を知らないで当該銃砲又は刀劍類を取得したと認められる場合においては、この限りでない。

第三十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十一条の二第二項若しくは第三項（同条第二項に係る部分に限る。）、第三十二条の四第二項若しくは第三項（同条第二項に係る部分に限る。）、第三十一条の九まで、第三十二条の十一第一項若しくは第二項、第三十二条の十二、第三十二条の十三、第三十二条の十五、第三十二条の十六第一項若しくは第二項、第三十二条の十七、第三十二条の十八第一項、第三十二条、第三十三条又は第三十五条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人にしても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。  
一 第三十一条第一項、第三十二条の二第一項若しくは第三項（同条第一項に係る部分に限る。）又は第三十二条の三第二項、一千円以下  
二 第三十一条の三第一項前段又は第三十二条の四第一項若しくは第三項（同条第一項に係る部分に限る。）三百万円以下の罰金刑  
三 第三十一条の三第一項後段 五百万円以下  
の罰金刑

**附 則** 抄  
(施行期日)

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 (銃砲刀劍類等所持取締令の廃止)  
銃砲刀劍類等所持取締令（昭和二十五年政令第三百三十四号）は、廃止する。（経過措置）

3 この法律の施行の際銃砲刀劍類等所持取締令（以下「旧令」という。）の規定により銃砲又は刀劍類の所持について許可を受けている者は、その登録されたものとみなす。

4 この法律の施行の際旧令の規定により登録されている銃砲又は刀劍類は、この法律の規定により登録されたものとみなす。

5 この法律の施行の際旧令の規定によりされた許可の申請、届出その他の手続及び仮領置その他の処分は、それぞれこの法律の各相当規定に基いて了された許可の申請、届出その他の手續及び仮領置その他の処分とみなす。

6 この法律の施行の際旧令の規定により任命されている刀劍審査委員は、この法律の規定により任命された登録審査委員とみなす。  
7 この法律の施行の際関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第八十六条の規定により税関が留置している銃砲又は刀劍類については、当該税関は、この法律の施行の日から起算して七日以内に、これを当該税関の所在地を管轄する警察署長に引き継がなければならない。この場合においては、当該税関は、その旨をすみやかに當該銃砲又は刀劍類を留置された旅客又は乗組員に通知しなければならない。

8 前項の規定により警察署長が引き継いだ銃砲又は刀劍類については、第二十五条第二項から第五項までの規定を適用する。この場合において、同条第四項中「第一項の規定による仮領置の日」とあるのは、「附則第七項の規定により適用については、なお從前の例による。」  
9 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

**附 則** (昭和三七年九月一五日法律第一号) 抄  
(施行期日)

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお從前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁判等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による。

6 この法律の施行前にされた行政の処分でこの法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないものについて、行政

緒法第四条第一項の規定により銃砲又は刀劍類の所持について許可を受けているものは、その者が十八歳に達するまでの間は、この法律による改正後の銃砲刀劍類等所持取締法（以下「新法」という。）第四条第一項の規定により当該銃砲又は刀劍類について許可を受けたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に都道府県公安委員会に対し銃砲又は刀劍類の所持の許可の申請をしている者に対する年齢に関する許可の基準の規定については、新法第五条第一項第一号の規定にかわらず、なお從前の例による。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

**附 則** (昭和三八年三月一二日法律第三号) 抄  
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (昭和四〇年四月一五日法律第四号) 抄  
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。（経過規定）

2 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持についてこの法律の施行の際現に改正前の銃砲刀劍類等所持取締法（以下「旧法」という。）第四条の規定による許可を受けているものは、この法律の施行の日から三十日以内に、当該事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会にその所在地を届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一円百円以下の罰金に処する。

4 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持についてこの法律の施行の際現に旧法第四条の規定による許可を受けているもののこの法律の施行後にされる裁決等に係る住所地の変更については、改正後の銃砲刀劍類所持等取締法第七条第二項の規定は、適用しない。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

**附 則** (昭和四一年六月七日法律第八号) 抄  
(施行期日)

1 この法律は、昭和四十二年一月一日から施行する。（経過規定）

2 改正前の銃砲刀劍類所持等取締法（以下「旧法」という。）の規定による銃砲又は刀劍類の所持の許可で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる改正後の銃砲刀劍類

不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

3 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。附則(昭和三八年三月一二日法律第二号)

所持等取締法（以下「新法」という。）の規定による銃砲又は刀剣類の所持の許可とみなす。	第一号の規定によると、獵銃又は空氣銃の所持の許可とみなす。	第一号の規定による獵銃又は空氣銃の所持の許可とみなす。	第一号の規定による獵銃又は空氣銃の所持の許可とみなす。
旧法第四条第一項	新法第四条第一項第二号	新法第四条第一項第二号	新法第四条第一項第二号
第一号の規定による救命索発射銃、救命用信号銃、と殺銃、捕鯨砲、もり銃、捕鯨用標識銃、建設用びよ打銃、建設用網索発射銃又は政令で定める銃砲の所持の許可	第一号の規定による救命索発射銃、救命用信号銃、と殺銃、捕鯨砲、もり銃、捕鯨用標識銃、建設用びよ打銃、建設用網索発射銃又は政令で定める銃砲の所持の許可	第一号の規定による刀剣類の所持の許可	第一号の規定による刀剣類の所持の許可
旧法第四条第一項	新法第四条第一項第六号	新法第四条第一項第三号	新法第四条第一項第四号
第一号の規定による刀剣類の所持の許可	新法第四条第一項第六号	新法第四条第一項第三号	新法第四条第一項第四号
旧法第四条第一項	新法第四条第一項第七号	新法第四条第一項第七号	新法第四条第一項第七号
第二号の規定による銃砲の所持の許可	第三号の規定によるけん銃の所持の許可	第三号の規定によるけん銃の所持の許可	第三号の規定によるけん銃の所持の許可
第三号の規定による刀剣類の所持の許可	新法第四条第一項第五号	新法第四条第一項第五号	新法第四条第一項第五号
第四号の規定による運動競技用信号銃又はけん銃の所持の許可	新法第四条第一項第五号	新法第四条第一項第五号	新法第四条第一項第五号
第五号の規定による刀剣類の所持の許可	新法第四条第一項第七号	新法第四条第一項第七号	新法第四条第一項第七号
この法律の施行の際現に都道府県公安委員会に対し旧法の規定によりされている申請で、前項の表の上欄に掲げる許可に係るものは、それぞれ同表の下欄に掲げる許可に係る申請とみなす。	この法律の施行の際現に都道府県公安委員会に対し旧法の規定による銃砲の所持の許可の申請をされている者に対する許可の基準について、前項の表の下欄に掲げる許可に係る申請とみなす。	この法律の施行の際現に都道府県公安委員会に対し旧法の規定による銃砲の所持の許可の申請をされている者に対する許可の基準について、前項の表の下欄に掲げる許可に係る申請とみなす。	この法律の施行の際現に都道府県公安委員会に対し旧法の規定による銃砲の所持の許可の申請をされている者に対する許可の基準について、前項の表の下欄に掲げる許可に係る申請とみなす。
4 この法律の施行の際現に都道府県公安委員会に対し旧法の規定による銃砲の所持の許可の申請をされている者に対する許可の基準について、前項の表の下欄に掲げる許可に係る申請とみなす。	この法律の施行の際現に都道府県公安委員会に対し旧法の規定による銃砲の所持の許可の申請をされている者に対する許可の基準について、前項の表の下欄に掲げる許可に係る申請とみなす。	この法律の施行の際現に都道府県公安委員会に対し旧法の規定による銃砲の所持の許可の申請をされている者に対する許可の基準について、前項の表の下欄に掲げる許可に係る申請とみなす。	この法律の施行の際現に都道府県公安委員会に対し旧法の規定による銃砲の所持の許可の申請をされている者に対する許可の基準について、前項の表の下欄に掲げる許可に係る申請とみなす。
6 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項第一号の規定による獵銃又は空氣銃の所持の許可とみなす。	この法律の施行の際現に旧法第四条第一項第一号の規定による獵銃又は空氣銃の所持の許可とみなす。	この法律の施行の際現に旧法第四条第一項第一号の規定による獵銃又は空氣銃の所持の許可とみなす。	この法律の施行の際現に旧法第四条第一項第一号の規定による獵銃又は空氣銃の所持の許可とみなす。

（当該許可に係る前項の表の下欄に掲げる許可の失効の日が異なるものに限る。）を二以上受けている者は、最初に受けることとなる許可についても、同時に更新を申請することができるのである。この法律の施行の際現に旧法第四条第一項第一号の規定により獵銃又は有害鳥獣駆除の用途に供するため獵銃又は空氣銃の所持の許可を受けている者に対する新法第十条第一項及び第二項の規定の適用については、当該許可に係る用途は、新法第四条第一項第一号の標的射撃の用途を含むものとする。

8 この法律の施行の際現に旧法第四条の規定による許可に係る銃砲で新法第五条第二項の政令で定める基準に適合しないものを所持している者は、この法律の施行後二月以内に、政令で定めるように措置しなければならない。この場合において、その措置がとられたときは、当該銃砲について新法第十条の二の規定を適用する。この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

12 附 則（昭和四三年六月一五日法律第九号）抄  
(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の文化財保護法、著作権法、著作権に関する仲介業務に関する法律、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律、銃砲刀剣類所持等取締法又は国立劇場法の規定により文部省等の所持の許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の手続は、この法律による改正後のこれらの法律による改正前の文化財保護法、著作権法、著作権に関する仲介業務に関する法律、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律、銃砲刀剣類所持等取締法又は国立劇場法の規定により文部省等の所持の許可、認可、指定その他の処分又は手続とみなす。

4 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の文化財保護法、著作権法、著作権に関する仲介業務に関する法律、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律、銃砲刀剣類所持等取締法又は国立劇場法の規定により文部省等の所持の許可、認可、指定その他の処分又は手続とみなす。

3 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の文化財保護法、著作権法、著作権に関する仲介業務に関する法律、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律、銃砲刀剣類所持等取締法又は国立劇場法の規定により文部省等の所持の許可、認可、指定その他の処分又は手続とみなす。

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、第二十二条の三を第二十二条の四とし、第二十二条の二の次三を第二十二条の四とし、第二十二条中第三号に一条を加える改正規定、第三十二号の次に一号を加える改正規定、第三十五条第一号の改正規定及び第三十七号の改正規定（第三十二号に係る部分に限り）、第三十五条第一号の改正規定及び第三十七号の改正規定（第三十二号に係る部分に限り）は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に都道府県公安委員会に対し旧法の規定による銃砲の所持の許可の申請をされている者に対する許可の基準について、前項の表の下欄に掲げる許可に係る申請とみなす。

6 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項第一号の規定による獵銃又は空氣銃の所持の許可とみなす。

7 この法律の施行の際現に旧法第十一条第五項の規定により仮領置している銃砲又は刀剣類においては、新法第八条第六項及び第七項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

（施行期日）抄  
(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

1 この法律の施行の際現に改正前の銃砲刀剣類所持等取締法（以下「旧法」という。）第四条の規定により銃砲又は刀剣類の所持の許可を申請している者に対する新法第五条及び第五項の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過規定）

1 この法律の施行の際現に麻酔銃について改正前の銃砲刀剣類所持等取締法（次項において「旧法」という。）第四条第一項第一号の規定による所持の許可を受けている者は、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（次項において「新法」という。）第四条第一項第二号の規定により当該麻酔銃について所持の許可を受けた者とみなす。

2 この法律の施行の際現に麻酔銃について改正前の銃砲刀剣類所持等取締法（次項において「旧法」という。）第四条第一項第一号の規定による所持の許可を受けている者は、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（以下「新法」という。）第五条第四項及び第五条の二第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 旧法第五条の三第二項の規定により交付された証明書は、この法律の施行の日に新法第五条の三第二項の規定により交付された講習修了証明書とみなす。

4 都道府県公安委員会は、この法律の施行の際に旧法第四条第一項第一号の規定による獵銃、又は空氣銃の所持の許可を受けている者に対する新法第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けていた者については、新法第七条の規定にかかるわらず、その者に対する新法第七条の規定による許可又は更新に係る許可証でその者が現に許可を受けて所持する場合においては、新法第七条の規定にかかるわらず、その者に対する新法第七条の規定による許可又は更新に係る許可証でその者が現に許可を受けて所持する場合においては、新法第七条の二第一項の規定による許可の期間が満了する日の後のその者の最初の誕生日（その者の誕生日が二月二十九日であるときは、その者の誕生日は二月二十八日であるものとみなす。）が経過するまでの期間とする。

5 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項第一号の規定による許可を受けて銃砲又は空氣銃を所持している者に係る当該許可の有効期間は、新法第七条の二の規定にかかるわらず、旧法第七条の二第一項の規定による許可の期間が満了する日の後のその者の最初の誕生日（その者の誕生日が二月二十九日であるときは、その者の誕生日は二月二十八日であるものとみなす。）が経過するまでの期間とする。

6 この法律の施行前に失効した許可（旧法第八条第一項第二号、第六号又は第七号の理由が発生したことにより失効した許可に限る。）に係る銃砲又は刀剣類を当該許可を受けていた者は、当該銃砲若しくは刀剣類を相続により取得した者がこの法律の施行の際現に所持する場合においては、新法第八条第六項及び第七項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

7 この法律の施行の際現に旧法第十一条第五項の規定により仮領置している銃砲又は刀剣類



律の施行後に自首した者についても、適用する。

### 附則（平成一一年七月一六日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一項中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、「第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十一条、第二条、第五十九条ただし書、第六十条第四条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十一条、第二条、第五十九条ただし書、第六十条第四条、第五项、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定（国等の事務）

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前に於いて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する他の地方公共団体その他の公共団体の事務（附則第一百六十二条において「国等の事務」という。）が、この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののか、この法律の施行前に於いて、地方公共団体その他の公共団体の事務（附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に於いて、改訂前のそれぞれの法律（これに基づく命令を可等の处分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改訂前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものも

のは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行前に改訂前のそれぞれの法律の適用については、改訂後の

（その他の経過措置の政令への委任）  
第二百六十四条 この附則に規定するものは、か、（施行期日）  
この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則による。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。  
第一条 第五条、第八条、第十一条、第十一条、第十五条及び第十六条並びに附則第四条、第三十一条、第二十二条、第二十三条第二項、第三十二条、第三十九条及び第五十六条の規定）  
布の日

（検討）  
新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにする。ともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、國と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）  
二 第一千三百五十五条（千三百五六条、千三百五六条、千三百二十六条第二項及び十四条第二項、千三百二十六条第二項及び一千三百四十四条の規定）  
附則（平成一四年五月一五日法律第四三号）  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四条及び第七条の規定は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）  
第二条 この法律（前条ただし書に規定する規定については、当該各規定に定める日から施行する。ただし、当該各規定は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。）  
（罰則に係る経過措置）

第一項 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四条及び第七条の規定は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。  
（罰則に係る経過措置）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
（施行期日）  
第一項 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
（経過措置）  
第二項 この法律の施行による改正後（第二十二条の三第一項に規定する空氣銃をいう。以下同じ。）を所持している者は又はその者から当該空氣銃の改造（空氣銃に該当しない物とするための改造に限る。）を委託された者についての（罰則に係る経過措置）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一項に規定する空氣銃を所持する者（以下「空氣銃持主」という。）の空氣銃の改造（空氣銃に該当しない物とするための改造に限る。）を委託された者についての（罰則に係る経過措置）  
第二項 この法律（前条ただし書に規定する規定については、当該各規定に定める日から施行する。ただし、当該各規定は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。）  
（罰則に係る経過措置）  
第一条 この法律（前条ただし書に規定する規定については、当該各規定に定める日から施行する。ただし、当該各規定は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。）  
（罰則に係る経過措置）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。





持の許可の申請をしたときは、当該届出又は申請をした時までの間は、当該申請をした時にに関する限り、新法第三条第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定クロスボウ所持者の従業者（その職務上当該特定クロスボウを所持している場合に限る。次項において同じ。）についても、同様とする。

2 特定クロスボウ所持者から特定クロスボウについて輸出又は廃棄の取扱いを委託された者で、当該特定クロスボウをそれぞれ輸出又は廃棄のため所持するものについては、経過期間は、当該特定クロスボウに関する限り、新法第三条第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該所持者の従業者についても、同様とする。

3 前項の場合においては、新法第十一条第一項、第二項、第四項及び第五項、第十一条の四、第五項、第六項第一項、第十一条の八の二第一項、第二十二条の二第二項、第二十三条の二並びに第二十六条第一項、第二項及び第五項の規定は、前二項に規定する者が特定クロスボウを所持する場合について準用する。この場合において、新法第十条第一項中「それぞれ当該許可に係る用途に供する場合その他正当な理由」とあるのは、「正当な理由」と、同条第二項中「は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては」、あるのは「は」と、同条第四項及び第五項中「第二項各号のいずれかに該当する場合を除き、当該」とあるのは「当該」と、新法第十条の四第一項中「次条、第十条の八又は第十条の八の二」とあるのは「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十九号。以下「改正法」という。）附則第二条第三項において準用する第十条の八の二第一項」とあるのは「同条」と、新法第二十一条の二第二項中「第四号の六、第四号の七、第八号、第十二号若しくは第十四号」とあるのは「若しくは第十四号若しくは特定クロスボウについて輸出若しくは廃棄の取扱いを委託された者」と読み替えるものとする。

（特定クロスボウの所持の許可の申請をした者に関する経過措置）

**第三条 経過期間内に特定クロスボウについて新法第四条の規定による許可の申請をした特定クロスボウ所持者については、当該申請に係る処**

分が行われるまでの間は、当該申請をした時に於ける用途に応じた同条の規定による許可を受けたものとみなす。この場合において、新法第四条の四第一項及び第三項、第七条第一項、第九条並びに第二十四条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2 前項の特定クロスボウ所持者がした同項の申請に係る許可の処分については、新法第五条の二第七項の規定は、適用しない。

3 都道府県公安委員会は、その管轄区域内に住所を有する者で、第一項の申請に係る許可（新法第四条第一項第一号の規定による許可に限る。次項において同じ。）を受けたものを受講者として、新法第五条の三の二第一項の講習会を開催するものとする。

4 都道府県公安委員会は、第一項の申請に係る許可を受けた者が、当該許可を受けた日から起算して六月を経過する日までに新法第五条の二第七項各号のいずれかに該当するに至らなかった場合は、当該許可を取り消すものとする。

5 新法第十二条第九項、第十項及び第十二項の規定は、都道府県公安委員会が第一項の申請について不許可の処分をした場合について準用する。この場合において、同条第九項中「当該許可を受けていた者」とあるのは「当該申請をした者」と、同条第十項中「許可が取り消され、かつ、前二項」とあるのは「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十九号。以下「改正法」という。）附則第三条第一項の申請について不許可の処分を受け、かつ、改正法附則第三条第五項において準用する前項」と、「許可が取り消された者」とあるのは「不許可の処分を受けた者」と、同条第十二項中「第八項又は第九項」とあるのは「改正法附則第三条第五項において準用する第九項」と、「同条第五項において準用する第十一条」と、「射撃指導員に関する経過措置）

前前の銃砲刀剣類所持等取締法（次項において「旧法」という。）第九条の三第一項の規定により都道府県公安委員会がした射撃指導員の指定は、新法第九条の三第一項の規定により都道府

県公安委員会がした獣銃等射撃指導員の指定とみなす。

2 この法律の施行の際現に都道府県公安委員会に対してされている旧法第九条の三第一項の申請は、都道府県公安委員会に対してされた新法四条の四第一項及び第三項、第七条第一項、第九条の三第一項の申請とみなす。この場合において、新法第十二条第九項、第十項及び第十二項の規定は、都道府県公安委員会に対する申請とみなす。

3 前項の特定クロスボウ所持者がした同項の申請に係る許可の処分については、当該申請に係る処分が行われるまでの間は、同項の指定を受けたものとみなす。

（罰則）

**第六条** 附則第二条第三項において準用する新法第十条第二項の規定に違反して特定クロスボウを発射した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第七条** 附則第二条第三項において準用する新法第十条第一項の規定に違反して特定クロスボウを発射した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第八条** 附則第二条第三項において準用する新法第二十二条第一項の規定による禁止又は制限に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

**第九条** 附則第二条第三項において準用する新法第二十二条第一項の規定に違反して特定クロスボウを譲り渡し、又は貸し付けた場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

**第十条** 附則第六条から前条までの罪を犯した者は、情状により、各本条の懲役及び罰金を併科することができる。

**第十一条** 次の各号のいずれかに該当する場合に、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

（施行期日）

**第一条** この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日  
（政令への委任）

**第二条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

一 附則第七条の規定 公布の日  
（政令への委任）

**第三条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条の規定 公布の日  
（政令への委任）

**第四条** この法律の施行前にこの法律による改正法附則第三条第一項の申請について不許可の処分を受けた日」と、「第十一条第十項」とあるのは、「改正法附則第三条第五項において準用する第九項」と、「同条第五項において準用する第十一条」と、「射撃指導員に関する経過措置）

前前の銃砲刀剣類所持等取締法（次項において「旧法」という。）第九条の三第一項の規定により都道府県公安委員会がした射撃指導員の指定は、新法第九条の三第一項の規定により都道府

県の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 この法律の施行の際現に都道府県公安委員会に対してされている旧法第九条の三第一項の申請は、都道府県公安委員会に対してされた新法四条の四第一項及び第三項、第七条第一項、第九条の三第一項の申請とみなす。この場合において、新法第十二条第九項、第十項及び第十二項の規定は、都道府県公安委員会に対する申請とみなす。

3 前項の特定クロスボウ所持者がした同項の申請に係る許可の処分については、当該申請に係る処分が行われるまでの間は、同項の指定を受けたものとみなす。

（政令への委任）

**第十三条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**第一条** この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五百九条の規定 公布の日  
（施行期日）

**附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄**

**第一条** この法律は、令和五年五月一九日法律第三〇号に定める日から施行する。

**附 則（令和五年五月一九日法律第三〇号）抄**

**第一条** この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日  
（施行期日）

**第十七条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

一 附則第七条の規定 公布の日  
（政令への委任）

**第十八条** この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条の規定 公布の日  
（政令への委任）

**第十九条** 附則第二条第三項において準用する新法第十条第四項若しくは第五項又は第十条の四第二項から第三項までの規定に違反したとき。

二 附則第二条第三項において準用する新法第二十三条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 附則第三条第五項において準用する新法第十一条第九項の規定による提出命令に応じなければならぬ。